

## 平成23年第4回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成23年12月18日（日曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問

### ○出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君  | 2番 細谷久雄君  |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君  |
| 7番 柳澤雅宏君  | 8番 村山義明君  |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	遠 藤 義 一 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	小 林 生 吉 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
産 業 建 設 課 主 幹	山 内 功 君
産 業 建 設 課 主 幹	平 中 敏 志 君
保 健 福 祉 課 長	石 川 篤 君
保 健 福 祉 課 主 幹	吉 田 智 一 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国 保 病 院 事 務 長	柴 田 弘 君

自動車学校長 浅野 豊 君  
こども館次長 遠藤 美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 和田 行雄 君  
議会事務局書記 田辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） おはようございます。議員各位におかれましては、休日の会議開催にもかかわらず、平成23年第4回定例会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、町長を初め説明員の皆様におかれましてもサンデー議会の開催に際し、ご協力をいただいたことに心からお礼を申し上げます。傍聴の皆様、テレビの前の町民の皆様におかれましては、本日の一般質問を最後までごらんいただきますようお願い申し上げます。今日は休日、休会の日ではございますが、町民に開かれた議会を目指し、特に会議を開きます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回中頓別町議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番、山本さん、7番、柳澤さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） 議会運営委員会報告を行います。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程など議会の運営に関する事項及び議長の諮問事項に関し、11月22日、12月8日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、本定例会は町民に開かれた議会を目指して、休日、休会に開催するサンデー議会とする。会期については、本日12月18日から12月19日までの2日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりとする。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員であり、質問内容の重複は見られない。

4、町長提出議案8件の取り扱いについて、いずれも本会議で審議する。

5、道町村議会議長会からの要請があった環太平洋経済連携協定に反対する意見書については、柳澤議員から発議される。

6、議会の議決権の拡大にかかわる事項として議長から本委員会に諮問のあった総合計画の議決に関する条例制定の件は、総合計画の策定等に関する条例として答申され、いきいきふるさと常任委員長から発議される。

7、閉会中の郵送要望の取り扱いについて、意見書提出を目的とする北海道索道協会からの免税軽油制度の存続を求める要望は、全議員に写しを配付する取り扱いとしたが、発議希望者はなかった。

8、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターロビーに設置されたテレビに配信する。

なお、4で申し上げました町長提出議案8件の扱いは7件という形に日程上になりましたので、訂正いたします。

これで議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月18日から12月19日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月18日から12月19日までの2日間とすることに決しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に配付のとおりです。ので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、常任委員長からいたさせます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） おはようございます。それでは、所管事務調査報告をいたします。平成23年12月18日。

調査事項、1、幼児教育と学校教育の一元化について。

調査の方法、資料による説明聴取。

調査の期間、平成23年12月12日。

場所、議場です。

調査の結果、意見として中段より下のほうで申し上げます。学校教育への違和感をなくすためには、人的なふれあいが最も確実であり、信頼関係も築きやすいので、入学前に小学校教諭等による模擬授業や子どもたちとの交流事業が頻繁に行われることが望ましい。認定こども園から小学校へのギアチェンジがギクシャクしては、地域上げての全人教育へ向けての車はなめらかに走らない。幼保小連携のためには、行政内部の組織機構・役割の見直しや教員連携が大切であり、その根拠となる法令の検証や条例の整備も必要であろう。

もう一点、調査事項、行政評価システムについて。

調査の方法、資料による説明聴取。

期間、平成23年12月12日。

議場。

調査の結果の意見です。行政評価とは、行政が実施する政策、施策や事務事業について、目的を明確にしながら成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであるとあります。そして、本町では策定途上にある第7期総合計画の政策・施策体系を実現するため、各事務事業を行政評価の対象とし、予算の段階から効果的で効率的な行財政運営を図るため、行政評価システムが導入された。しかし、事務事業洗い出し作業において重要度に応じて分類されたS・A・B・Cの基準は担当所管内部での判断であり、主観に左右される傾向が見受けられるので、客観性を担保すべくなんらかの共通基準を設けるべきである。

以上、所管事務調査報告といたします。

○議長（村山義明君） 以上をもちまして諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。第4回定例会の招集をいたしましたところ、議員の皆さん方におかれましてはそれぞれ何かとお忙しい中、全員のご出席をいただきましたことをまず初めにお礼を申し上げたいと、このように思います。

私からは、町議会定例会の一般質問に対する取り組みの状況報告を2点させていただきますと思います。まず、1点は、町の人口減少を食いとめる施策について、細谷議員から質問があったことでもありますけれども、10月の13日に中頓別町人口問題懇話会を設立をいたしまして協議に入りました。構成だとか検討事項については記載のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います、このように思います。

2点目の町職員の綱紀粛正についてでありますけれども、柳澤議員の質問であります。公表基準を中頓別町職員懲戒処分等の基準要綱に新たに加えて、町民に公表すること

といたしました。この施行期日は、本年度の10月1日付で改正をしております。公表の内容等については印刷物でご承知おきをいただきたいと、このように思います。

以上、2点だけご報告を申し上げます。

なお、一般質問に対する取り組みを開始したもの、または改正をしたもの等については随時議会等でご報告を申し上げたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） これにて行政報告は終了しました。

#### ◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第6、一般質問を行います。

本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号2番、細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号2番、細谷でございます。新人議員として平成23年度を締めくくる最後の定例会ですので、先輩議員に恥じないよう一生懸命質問させていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順次一般質問させていただきます。私からは、きょうは3点ほど質問させていただきます。

1点目の質問は、町の除雪体制についてお伺いをいたします。年によって降雪量に多少の違いはあるものの、本町にとって最大の悩みは除雪です。師走に入り、これから冬本番を迎えるわけですが、除雪は本町にとって福祉そのものであらうと考えます。町なかの除雪の不備は多くのお年寄り、町民の活動を制約しかねませんし、障害者にとっても重い負担となります。町長が町政執行方針で、だれもが健康で安心して暮らせることができる保健福祉の充実の政策をうたうのならば、きれいな除雪、排雪こそ福祉の町として大切ではないでしょうか。町の財政状況は厳しいことには変わりないと思いますが、町民の安全、安心な生活ができるよう町民に除雪の現状を理解していただくとともに、綿密な除雪対策を早急に検討すべきと考えます。また、除雪作業については高齢化、過疎化が進む中で自力で除雪できない高齢者、障害者等への対応を見据えた抜本的な除雪対策を立てる必要があると思います。そこで、次の4点について伺います。

1つ、本町の本年度の除雪体制、除雪予算、除雪の出動基準について伺います。

2つ目、町民から寄せられている除雪についての問い合わせや苦情はどれぐらいありますか。その内容と措置、対応について伺います。

3番、大雪のとき小中学生の通学路、歩道が確保されていないことが見受けられますが、除雪の現状を伺います。

4番、高齢者、障害者世帯等の除雪については、町内の各自治会に依頼し、除雪ボランティアによる支援体制を推進することはできませんか。

以上、4点について伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 細谷議員の町の除雪体制について、1番から3番までにつきましては中原産業建設課長、4番目については石川保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 1点目の答弁でございますが、本年度の除雪予算は2,936万円でございます。除雪の出動基準は例年どおりで、降雪がおおむね10センチ以上で午前4時45分出動としております。

2点目でございますけれども、町民の方々からの問い合わせにつきましては毎年数件でございます。大雪時の除雪のおくれ等に関するものが多く、その都度確認や状況の説明を行うなど、ご理解をいただくよう努めております。

3点目でございます。大雪時には除雪が予定どおりの時間帯で行うことができなくなり、通学路についても確保できない場合や通学路を除雪した後に降雪がある場合もあるなど、常に児童生徒の通学時に通学路を確保することは難しいときもあります。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 4点目について答弁いたします。

高齢者、障害者世帯等の除雪については、高齢者世帯等除雪支援事業実施要綱により毎年実施をしておりますが、この要綱での支援の対象世帯は限定されているため、これにかかわらず町内に居住する高齢者や障害者に対し、ご質問にあります除雪ボランティアによる支援体制が推進できないか、自治会連合会と相談をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） ただいま除雪体制に対するお答えをいただきましたが、まず1番目の本年度の除雪予算2,936万円は理解できましたが、その内訳を詳しく教えてほしい。また、出動基準の降雪量10センチはだれが、中頓別町の弥生から小頓別までであるのですけれども、どこの地点で確認してから出動連絡するのかお聞きしたい。

2番目の苦情等については、大雪時の除雪のおくれ等に対する苦情が多いようだが、ほかの苦情についてはないのかお聞きしたい。その苦情については、だれがどのように対応して書面で残しているのかどうか。また、今後の除雪にどのように反映しているのかお聞きしたい。

3番目の通学路の除雪については、これからの中頓別町の未来の大人ですので、極力児童生徒の時間に合わせて歩道除雪をお願いしたい。

4番目の高齢者、障害者に対しては自治会連合会と相談し、ぜひとも除雪ボランティアの支援体制を推進して欲しいと思います。

また、私は除雪は迅速、安全が第一と考えています。そこで、次の3点について再度ご質問をいたします。季節雇用の臨時職員について、安全教育等の教育は実施されているのか。実施しているのであれば書面で提出を願いたい。また、実施していないのであれば、

毎月1回半日程度の安全教育の実施と新規雇用者に対しては新規雇用教育を実施すべきではないか。

2番、除雪がない日々の待機時間帯での高齢者、障害者世帯への除雪作業はできないものか。

3番目、町道と道道、町道と国道との交差点のところが毎年見にくくなり、段差が生じて交通事故が起きないのが不思議なぐらいである。町の除雪体制ということで、別紙の説明資料の1ページ目に12月16日に撮影した写真を添付してきたのですがけれども、見てもらったらわかるのですがけれども、これは国道とバスターミナルのたしか通りで、私の家の前の交差点なのなのですがけれども、国道と町道とのところに15センチぐらいの段差が生じていると。それと、去年もあったのですがけれども、このところで2台ぐらい車の事故が起きているのです。こういうところ、どっちで担当するかわからないのですがけれども、こういうところをちょっと確認してほしいなということがあります。それと、交差点の雪が大変多く危険な状態であったと。中頓別町も12月20日で交通事故死3,000日を達成します。今後3,500日を目指すためにも交差点の除雪を特に重点的に行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上の再質問にご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 今年度の除雪予算2,936万円の内訳でございますけれども、まず賃金につきましては臨時運転手を8名雇用しておりますので、その8名分838万1,000円、除雪機械の整備や消耗品で840万円、除雪に係る燃料費でリッター数でいくと7万3,400リッターで882万円、そのほか定期点検費、自賠責保険料で159万6,000円、ダンプ等の借り上げ費で127万6,000円、そのほか自動車重量税で33万9,000円というのが主なものでございます。

町民からの苦情といいますか、ほとんどが先ほど答弁しましたとおり除雪に対する問い合わせ等でございます。それで、多くは除雪のおくれに関するということというのは、町道の除雪だけではなくて酪農のバルクの除雪等も行っておりますので、ローリーが来る時間帯に間に合わないのではないのかというような心配があつて、それらに対する問い合わせだとか、あとは中頓別や小頓別では雪が余り降っていないのですがけれども、中間の敏音知地区については雪が降っているということで除雪に来ないのかというような問い合わせもあります。そのほか例えばそう多くはないのでありますけれども、自分の敷地に余り雪を置かないでほしいだとか、あと自分の玄関の前に重たい雪を置いていかないでほしいだとか、そういうような問い合わせ等、苦情といえば苦情もあるのかもしれませんが、そういったことも電話等で問い合わせがございまして。ただ、こういう中頓別地区という豪雪地帯でございますから、すべて住民の方々が満足いくような形での除雪というのはなかなか難しい面もございまして、改善できる点、解決できる点については行うようにしておりますけれども、難しい面も当然ございまして、そういったときについてはご理解をいた



だくように努めているところでございます。

それと、降雪がおおむね10センチ以上のときに除雪を出動するわけでありましてけれども、それについてはまず市街地周辺については職員がパトロールをして、おおむね10センチ以上ということを確認して出動をしておりますし、あと秋田地区については個人に降雪量を確認をしていただく委託契約を結んでおりまして、それについては4時の段階で除雪が必要かどうかということが連絡を来るようにしております。そういったことで判断をして出動をしているというところでございます。

あと、通学路につきましては、当然児童生徒の安全性というところから必要性は感じているところでございますけれども、町の限られた除雪体制の中にあっては、特に大雪等々のときについては、除雪については効率的で効果的な除雪の順路というものも決めながら行っているということもございまして、常に登下校時にきれいに通学路をあけるということについては難しい面もございます。そういったことでございますので、改善できる点があれば今後検討していきますし、不自由を感じて通学しているというときもあろうかと思っておりますけれども、ぜひともご理解をいただければというふうに思っております。

あと、臨時職員、先ほど言いましたけれども、8名臨時職員を雇用しております。安全教育の関係でございますけれども、毎週だとか定期的にだとか、そういったことは行っておりません。ただ、常に本町の臨時運転手についてはベテランが多いのでありますけれども、除雪業務に当たっては常に細心の注意を払って慎重の上にも慎重に業務に当たることだとか、交通ルールを遵守しながら業務に当たることということ等を常に運転手に指導しているところでございまして、運転手についてもそれらを十分認識しながら業務に当たっているものというふうに思っております。

あと、待機時間の除雪の関係でございましてけれども、確かに除雪が終わればその後は除雪機械の管理等を行うこととなりますけれども、時間があいているときには公共施設の除雪等も行うことにしておりますし、あと議員がおっしゃられているような個々の世帯についての除雪については業務に入っておりません。それらについては、また別の形で除雪サービス等々もございますので、そういったもので対応すべきものかなというふうに思っております。

それと、国道だとか道道と町道との交差点の関係でございましてけれども、確かにどちらが先という問題がございましてけれども、町道を除雪してその後国道の除雪が入ったら、町道との交差点に雪が置いていかれるというのは事実でございまして、これらは今に始まったことではなくて、開建だとか宗谷総合振興局とも打ち合わせをしておりますし、特に国道については国道のほうの除雪で主にそういった交差点の雪処理については行っておりますので、すぐさまきれいになるかどうかは別にして、そういう認識を持ちながらお互い連携をとりながら除雪を行っているというところでございます。

あと、交差点の雪が高いということについても、これも国道も道道も同じことが言えると思っておりますけれども、これも交差点の段差の雪処理と同じように主には国道の除雪、排雪

とあわせて処理をしていただいておりますので、その辺も開建のほうと今までも連携をしてきておりますけれども、今後もそういった形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 再質問が多岐にわたっております。答弁漏れはないでしょうか。細谷さん、よろしいですか。それでは、続いて細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 中原産業建設課長から再質問に対するお答えをいただいたのですが、運転手というのはベテランこそ危ないのです。ことしも土現さんのほうでちょっと意見があったのですが、ちょっとした油断による事故があるもので、それで安全教育はやってほしいなど。それと、口頭で言うだけではちょっとまずいと思うので、やっぱり事故があって監督署が入ってきたら、それを書面で残しているのかと、何月何日になんていうことをやったのだと、そういうことがありますので、その辺はお願いしたい。

それから、私からもう2点ほど最後にちょっと質問がございますので、言います。1つ目は、中頓別町の人口も10月31日現在1,971人で、高齢化が進み、人口の約4割が高齢者となりました。天災はいつ来るかわかりません。その人たちがこの冬を安全、安心に過ごせるよう緊急時、地震災害の発生時に最低限度の生活道路の確保はできているのか、それを伺いたい。

それと、2つ目、出勤時間が午前8時45分になっているが、個々の運転手に対する健康管理は毎日管理しているのか。特にアルコール濃度は、普通の人で飲酒してから6時間から7時間たないとアルコールが抜けないと聞いていますが、どうですか。私の会社も道道の除雪作業を行っていますが、説明資料の2ページで私のうちの会社が使っているのですが、呼気中のアルコール濃度測定器の説明書を添付してきました。自社では、毎日出動してきた全運転手にアルコール濃度を測定してもらい、健康管理と事故防止に努めています。これが説明書なのですが、実際はこういうものがありまして、電源を入れてふうっと吹いて30秒ぐらいでアルコール濃度が出てくるものなのです。値段は大体2万円ぐらいです。お酒を飲んで車を運転すると、現行の道路交通法では酒酔い運転と酒気帯び運転に分類され、呼気1リットル当たり0.15ですか、以上のアルコールを保持していたら酒気帯び運転ということになっています。こういう測定器もあるのだという説明をいたしまして、以上の2点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、臨時運転手、除雪のオペレーターに対する安全教育の関係でございますけれども、先ほど言ったように今現在は口頭で行っているのみでございますので、よりそういった安全性に対する認識を高めてもらうためにどのような方法がより有効かということをご検討させていただきたいというふうに思います。

あと、緊急時の除雪の関係でございますけれども、本町の場合は国道と違まして夜間の除雪は行っておりませんので、例えば大雪時、特に暴風雪だとかのときには通行が不能になるということが年に1回か2回ぐらいはあるのかなというふうに思いますけれども

ども、仮にそういったときに災害だとか緊急、例えば救急車の出動だとか、火事があったとか、そういったときには当然除雪車が先頭を切っていくような形、そういったことで対応を過去にもしておりますし、今後もしていきたいと、していくことになるかというふうに思います。

あと、健康管理については、これも口頭でございますけれども、健康にだけは十分留意されてということで健康診断だとか、職員のオペレーターについてはドックへ行って、もし再検等が必要になれば即再検を受けてもらって、万全な体制で業務に当たっていただくようには言っておりますけれども、議員から言われたアルコール濃度の検査、測定の関係でございますけれども、これも常に先ほども言いましたけれども、口頭ではありますが、交通ルールを守るときには当然酒気帯びも含めた形での交通ルールの遵守ということで指導しているところでございます。ただ、アルコール濃度の検査については、それ自体を否定するものではございませんから、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、最後に一言、今後の除雪体制について中原産業建設課長からいろいろなお答えをいただきましたが、現在の景気状況が急激に回復することは到底考えられません。また、中頓別町の財政状況も厳しいことには変わりないと思いますが、こんなことを踏まえて町民の安全、安心な町民生活ができるよう、また人口の約4割が高齢者ですので、私は高齢者、障害者世帯等については町民みんなが除雪ボランティアになって協力して行くという支援体制を推進してほしいということを思いますので、よろしく願いいたします。以上でこの質問を終わらせたいと思います。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、社会教育の一環として子供議会の開催についてお伺いをいたします。全国、全道のかなりの自治体で子供議会を実施しています。子供は町の宝であり、あすへの活力の源です。また、子供が家庭や地域のぬくもりを感じ、自然の中で伸び伸び遊び、学び、育っていくことは私たち町民の願いであります。しかし、近年子供を取り巻く環境が大きく変化するとともに、学校等におけるいじめや不登校も社会問題となっています。そのような状況に歯どめをかけるには、将来を担う子供たちが町の仕事や議会の仕事を学ぶことでまちづくりに対する関心を高め、育っていくことは大変重要なことと考えます。また、子供たちの率直な目で感じる疑問や提案は町民協働のまちづくりにつながることであり、重要なことであると思います。

私は、子供たちが行動すれば親が、そして先生、すなわち大人が動くと思います。町政執行方針の健やかで心豊かな子供を育てる環境づくりを立案し、実現するものであれば、子供議会の実施は町の一体感をも引き出すために必要だと思います。そのためにも社会参加の分野での子供教育に視点を置き、町独自の社会教育として授業の中でカリキュラム、教育課程を組むことはできないか、教育長の考えを伺います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 社会教育の一環として子供議会の開催をというご質問でござい

ますが、これについてご答弁をいたします。

子供たちが町の仕事や議会の仕事を学んだり、子供たちの素直な目で感じる疑問やふるさとのよさに気づき、ふるさを元気にする提案をするなど、まちづくりに対する関心を高めていくことは大変意義あることと考えます。

子供議会を教育課程に取り込めないかのご質問でございますが、小学校においては本年度からの新学習指導要領に伴い、学習環境も大きく変化し、学校の教科書も厚くなり、授業時数も大幅に増加し、学習の質、量ともに大きく変わりました。また、中学校においても来年度から新学習指導要領の本格実施となり、学習項目、内容の増加により授業時数が増加します。そんな中で教育課程編成に当たっては、授業時数の確保が大変重要となることから、学校と協議をしながら検討をしたいと思っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの教育長のご答弁を聞き、学校と協議してぜひとも子供議会の開催を検討していただきたいと思っております。

また、今子供の意思を大事にしていこうという動きは全国的に広まっています。市町村合併問題の住民投票では、これまで投票権が認められていなかった10代にまで賛否の意思表示権が拡大されています。その理由は、まちづくりには将来を担う世代の参加が欠かせないからだと思っております。子供は未来の大人です。だからこそ彼らも将来を見据えて町の姿を考える責任があると思っております。そのとき大人たちができることは、彼らが自分たちにとって正しい判断を下せるような材料の提供です。大人が一方的な判断で彼らの将来の町の姿を決めてあげるのではなく、彼らなりに判断をしていくことで未来の町に対する自覚や今自分たちが立っている場所が確認できると私は思います。

また、今はまちづくりそのものが大きな岐路に立っていると思っております。行政も限界、議会も限界と言えるような領域がたくさんあることは否定できません。まちづくりを行政や議会主導でリードする時代は終わったと私は思います。事に子供に関することは、いつも大人たちで考えてきました。しかし、今後は子供たちの経験を生かしながらまちづくりすることが非常に大事なことであり、子供の意見を取り入れることは夢をかなえることにもなり、未来の中頓別の町の希望にもなると思っております。

最後に、まちづくりは人づくりという言葉があります。まちづくりにおける教育、子供たちとの協働のまちづくりこそが私は中頓別町の郷土教育と考えていますが、教育長の郷土中頓別町における郷土教育の理念を伺いたい。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 議員今理念と言われましたけれども、確かに子供たちがみずから考えていくということは大変重要なことと先ほど言いましたように、そのように思っております。そして、今町民協働のまちづくりという質問でございますけれども、今実際に手法はいろいろとあると思っております。しかしながら、既に中頓別小学校では新聞等でご存じ

とは思いますが、まちづくりの一環として総合学習の時間、これらを利用して地域ボランティアの方々とさまざまな体験活動を通して地域のよさに気づきながら、その郷土の理解と愛着を求め、それを深めるということで中頓別探険隊という学習講座を行って、先般学校地域本部から中頓別町の小学校の中頓別探険隊を紹介をし、文部科学大臣賞を受賞したところでございます。そして、中頓別探険隊につきましても今年度も今月の14、15、16、この3日間において町民センターにおいて発表会が行われ、多数の保護者の方も見に来ていたという実態がでございます。このように形こそ違いますが、子供がみずから中頓別町をよくしようということでいろんな取り組みをしているのが実態でございます。そして、総合学習の時間では、小学校の低学年の方々につきましても中頓別町を知るという学習を通じ、高学年につきましてもそれを生かそうということをそれぞれ工夫をしております。中学校においても中学校1年生では小学校の系統性を生かしながらやっており、2年、3年生におきましても未来を担う提案として職業観等々、それから進路学習する中でもふるさとの中頓別町を中心とした学習を展開しているところで、私自身それらについて応援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 再質問に対するご答弁をいただいたのですが、私も中頓別町はいろいろ、国道を走っているのですが、中頓別町にもいろいろな看板が設置されていて、特に旧中頓別農業高校のところと寿トンネル手前の北緯45度のところに中頓別町、中頓別町教育委員会、枝幸警察署中頓別地域安全協会、こども安全パトロール隊が協力して立てた看板があります。これなのですけれども、中頓別町「こどもの安全、安心な町」宣言、子供たちの健やかな成長を見守ろうと書いてあるのですけれども、私はこの最後の言葉の成長を見守ろうというのもいいのですけれども、私は子供たちも中頓別町の町で生活している一町民として、子供たちが自主的に活動しているところや活動できる場所に子供たちの参加の仕掛けを多様につくることが大人の役割であると考えているのですけれども、教育長はどのように考えますか。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 確かに参加する仕掛け、これらにつきましても不十分ではありますけれども、それぞれ私どもも考えてございます。そして、今さらに、今までは先ほども紹介いたしましたけれども、学校地域支援本部、この事業が変わりまして学校、家庭、地域、それらを連携して取り組むような事業内容に変わっております。そして、学校教育には当然支援をしながら、そして学校支援につきましても学校地域本部推進事業、これらを通じて学校に支援をし、さらには放課後、学校で終わった後の放課後に対する支援、これらについても取り組んでいるところでございます。そして、なおかつまたそれにつきましても家庭、これらについてもこれからはさらに進めていこうということで、いろいろと取り組む環境、こういったものをさらに広げていくつもりでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問も再々質問も終わりましたので、最後に未来を担う子供たちが町政の参加体験を通して社会の一員としての自覚を高め、社会参加を進めるきっかけとなるよう、ぜひとも子供議会を実施してほしいというお願いをいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、3点目の質問に移りたいと思います。3点目の質問は、地球温暖化防止策の推進についてお伺いをいたします。京都議定書に続く新しい国際的な枠組みとして、日本は2020年度までに温室効果ガスを1990年に比べ25%、欧州連合、EUでは20%の削減を目標としています。本町は、緑が豊かで二酸化炭素、CO<sub>2</sub>の排出量が少ないと言われますが、私は人としてCO<sub>2</sub>の削減を考えなければならないと思います。そのためには、現在使われている道路照明灯の電球をLED電球に取りかえてはいかがでしょうか。LED、つまり発光ダイオードは光を発生する半導体のことで、人類が手に入れた第4の明かりとして期待されています。特徴としては、LEDの電気代は電球の10分の1、蛍光灯の2分の1、さらに寿命は蛍光灯の約4倍とされています。また、CO<sub>2</sub>の排出量は電球の約20分の1となり、環境にも優しい照明です。今後本町の地球温暖化防止策を進める意味からも、また省エネルギー、CO<sub>2</sub>削減、電球交換の負担軽減、地域の安全、安心のためにも道路照明灯のLED化を検討すべきと考え、次の3点を伺います。

1、町内の道路照明灯の総数と年間の電球の交換数を伺います。

2、道路照明灯の年間の電気料と修理を含めた維持修繕費は幾らか。

3、省エネ化とトータルコストの面から道路照明灯をLED化することについて町長の見解を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 地球温暖化防止策の推進について、中原課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、1点目でございますけれども、道路照明灯の総数につきましては131灯でございます。年間の電球の交換数につきましては、平成21年度が7個、平成22年度がゼロ個、今年度が現在まで4個でございます。

2点目でございますけれども、道路照明灯の年間の維持管理費につきましては、平成21年度が136万7,000円、平成22年度が123万2,000円でございます。

3点目でございますけれども、既存の道路照明灯をLED化するためには、電球だけでなく照明器具全体を交換しなければならないため1灯当たり約23万円、全灯を交換した場合約3,000万円の経費が必要になります。また、市街地は統一したデザイン照明灯としているため、その形状が変わることになります。省エネ化、維持管理費並びにCO<sub>2</sub>排出量の削減等につきましては、その必要性について認識しておりますので、今後どのような方法が可能か検討してまいります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

LED化するのに1灯当たり約23万、全灯を交換した場合約3,000万円の経費が必要ということは理解できました。その経費がLED化することによって電気代が安くなり、何年で採算がとれるのか、算出したデータがないか伺いたい。

また、私は中頓別町の道路照明の全部をLED化するのではなく、町の財政も大変厳しい状況だと思いますので、まず安全、安心の観点から小中学生の通学路を中心に古い順番に年次計画を立てながらLED化の推進を行うことはできないのか伺いたい。

そして、LED電球の普及につきましては、省エネ効果と電気代の節約効果もあわせて積極的に町民にPRし、家庭における省エネ対策としても推進してはいかがでしょうか。考え方をお聞きしたい。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、今一般社会では環境問題が大きくクローズアップをしております。特に21世紀は環境の時代と、こう言われている時代でありますから、私どもが環境問題として取り組める一番はやはり化石燃料を少しでも使わない、または電気を少しでも使用しない、こういうようなことが我々が即できる一つの方策ではなかろうかなと、このように思います。そういうことでは、LEDの電球を使用していくと、こういうようなことは必要なことではなかろうかなと思います。今大体1年間で町の街灯を全部取りかえると、年間約80万ぐらい経費がかかりますけれども、それが30万ぐらいに終わると、50万円ぐらいの経費が削減できると、こう言われております。そういう意味で、我々が何から取り組むことができるのか。公共施設の街灯をやるのか、または町内会で独自にやっている街灯を取りかえていくのか、または今中原課長から言った町が維持管理をしている道路照明等々を先に取りかえていくのか、いろいろやり方があるかなと思います。しかしながら、大きなお金がかかるわけでありますから、やっぱり最少の経費で最大の効果を上げると、こういうような方向性を1つ検討する必要があるのかなと思います。そういう意味で、私は決してLEDの設置を反対するわけではありませんので、内部でそれぞれ所管等々の協議をさせて計画的に推進できるように努めてまいりたいと、このように考えていますので、ご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

私は、地球温暖化防止対策が町民にまだまだ伝わっていないように感じます。本町として町内の自治会に呼びかけ、町全体で温暖化防止策及び省エネ対策に積極的に取り組む姿勢が大事だと思います。そのためにも多くの人々が地球環境について考え、防止するための行動をとることが大切であり、周知徹底し、町全体で取り組めるよう努力していただくとともに、町としての温室効果ガス削減目標や実行する手だてを掲げた温暖化防止推進計画を策定する考えはないのか伺いたい。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 地球温暖化対策の関係でありますけれども、今現在は行政の事務事業にかかわる温暖化防止計画ということで策定はしておりますけれども、全町における計画というのはまだ策定はされておられません。一応努力目標として温暖化防止対策法の中にも位置づけられておまして、内部的にはその策定についての検討はしてきてはいるのですけれども、まだ実現していないというのが実態であります。改めまして環境基本条例の趣旨等にもものつとり、そういった計画の必要性等について検討し、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問も終わりましたので、最後にLED道路照明灯の検討をいただくことと町全体で地球温暖化防止策を推進していただくことをお願いいたしまして、きょうの私のすべての質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で11時15分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き一般質問を行います。受け付け番号2番、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 7番、柳澤です。それでは、まず総合計画策定のおくれについて質問をいたします。

本年4月28日、地方自治法が改正され、総合計画の策定義務が撤廃されました。本町では町の憲法である自治基本条例で、議会の議決を経て総合計画を定めます、第18条第1項、執行機関は総合計画を政策の最上位計画と位置づけ、行政運営に当たります、同条2項、執行機関が行う政策、施策及び事業は法令の規定によるものまたは緊急を要するもののほかは総合計画に根拠を置かなければなりません、第19条の第3項であります、というふうに定めております。

第7期総合計画、24年から33年度までですが、町の総合開発委員会に対し諮問されたのが昨年12月7日であります。ことし5月末には、全世帯を対象にした町民アンケートも行われましたが、その調査結果すら報告、公表されておられません。第7期総合計画は、諮問から1年を過ぎた今もその輪郭すらあらわれておらず、このままでは来年度からのまちづくりに大きな支障が出ることとなります。なぜ策定がおくれているのか、具体的な理由をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。



○町長（野呂智雄君） 柳澤議員の総合計画の策定のおくれについて、小林まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

総合計画の策定作業がおくれていることにつきまして、深くおわびを申し上げます。これからのまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、より豊かで住みよいまちづくりを実現するため、総合計画の空白をつくらぬよう努力をしまいにしたいというふうに考えております。

今回の総合計画の策定に当たりましては、大きく分けて町の目指す将来の姿を明らかにするための理念や基本的な考え方をまとめる作業と政策を推進するための業務マネジメント機能を高めていく総合計画執行管理の仕組みづくりの作業を行ってまいりました。このうち後者につきましては、おおむね計画どおり進捗をしております、おくれているのは前者のほうということになりますけれども、この前者のほうにつきましては12月中にアンケートの結果、現計画の評価、新計画に向けた論点整理及び新計画の骨格案というものを全町民にお知らせをした上で、来年2月までに集中的に議論を行ってまいりたいというふうに考えております。

これまでおくれた原因につきましては、計画策定に当たって想定した以上の事務量が生じたこと、それに対応するための業務シフトがうまくできなかったということに尽きるといふふうに考えております。当初の見通しやスケジュールが甘かったという点について反省をしております、これからその分挽回できるように最大限の努力をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） まず、もう一度自治基本条例について、まず18条は総合計画が政策の最上位計画だということは完全にきちっと明記されています。そして、執行機関が行う政策は総合計画に根拠を置かなければなりません、これも第19条できちっとうたっております。

それで、先ほど細谷議員さんの質問がありました。まず、除雪、来年度へ向けた除雪体制、それから子供の教育に関する理念、それから地球温暖化に対する対策、それでLEDに関しては計画的にこれを進めていくという町長の答弁がありましたが、本来ならば総合計画にこれが織り込まれていなければならない。その上で先ほどの答弁がなかったら私はおかしいと思う。まだ理念もできていないわけでしょう。計画もまだできていないわけでしょう。その上で計画的にやっていきますとか検討しますというのは、どこに根拠を置いて私は先ほど答弁したのかなど。少なくとも先ほどの答弁の中に検討します、計画を立ててやっていきます、それは次期総合計画の中に盛り込んで今作業中ですというぐらいの答弁がなかったら、先ほどの答弁は一体どこに根拠があったのかなどというふうに私は思います。本来は、やっぱりそういうものでしょう、総合計画というのは。そこら辺、もう一

度確認させていただきたい。そうでなかったら、自治基本条例でこううたっている意味がない。少なくとも19条に基づいて計画は実施されるものだという認識がおりなのかどうか、まずお聞きしたい。

それから、総合計画の策定に当たって、次の質問に私も上げてありますが、地域主権改革への対応、これが次年度からやっぱり生きてきますよね。こういうものもきちっと総合計画に織り込んで計画がつくられなければならないのですけれども、そこら辺の確認をもう一度させていただきたいと思います。

それから、一番私がおくれた原因というのは、昨年12月に委員会に諮問した諮問書で、ここで何を諮問したのかということ、今後10年間で進めるべきまちづくりの基本方向を町民主体で策定するため貴委員会に諮問すると。これだけなのですよね、諮問している内容というのは。私、これでは諮問されたほうもどこから検討をしたらいいのか、どこから手をつけていたらいいのか、私は雲をつかむようなものでないかなど。諮問を受けた委員さんも大変でないかなというふうに思うのですけれども、もう少し方向性を示した形で諮問すべきではなかったのかというふうに思いますが、その点について再度お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 総合計画に盛り込んでいないから答弁がおかしいよと、そういうものだけではないと思うのです。総合計画というのは、10年間の計画をつくり上げるわけでありますから、その中でいけば変更なり、追加なり、削除なり、いろいろなことができるわけでありますから、今現在の国の施策または町の上位にはなくても総合計画の下位にある環境基本条例等々があるわけでありますから、そういう中で環境問題を取り上げていく、1つの施策としてこういうことも検討していくよと。それについては、私は何も総合計画の計画がなくても支障はないのではないかなど、このように思います。ただ、そういう部分については総合計画の初年度の実施計画に盛り込まれるのか、2年後、3年後、4年後の計画に盛り込まれるのか、それはその財政状況だとか環境の問題の取り上げる力、強さ等々によって変更が行われるのではなかろうかなど、このように思います。

また、総合計画の諮問事項については、町のほうが言えば固定をして、こういうこと、こういうことをやってほしいと。そう言うよりも、やっぱり町民参加型の町民が総合計画をつくり上げるのだと、こういう理念を持ってやっていただきたいと。それに基づいて町として行政としてできる実施計画等々については、一定の案をつくって総合開発委員会の中に示していくと、こういうことになろうかなと思います。それぞれ考え方等々の違いはありますけれども、しかしながら今お話したとおり総合計画の諮問事項については、総合開発委員会の皆さん方が自由に中頓別町の総合計画の言えば基本構想等々に行政が余り縛りをつけないと、こういうような考え方のもとにそういう諮問をしたということでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 最後に、早急にこれから作業を詰めていきたいということではあります。少なくとも4月1日からは新たな総合計画に基づいて行政が運営されていかなければならない。ですから、少なくとも3月いっぱいにはこれが策定が終わって議会議決がなければ、4月1日からはこれに基づいたまちづくりができないということになりますので、少なくとも年度内に策定するという明言をぜひ最後にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 第7期の総合計画は平成24年度からスタートするわけでありまして、私どもも行政としても23年度中というよりも23年度中の3月のできるだけ早くに総合計画を策定をしていただいて、それに基づいて24年度の当初予算が編成をされると、そして議会に提案をすると、こういうような過程を踏むわけでありまして、そういう意味では万が一これに空白期間ができるとしたら、24年度予算については骨格予算になってしまうと。これは大変町民に申しわけない形になると、私はそういう考えを持っておりますので、担当にも十分そういう意味を含めてできるだけ早く、23年度中のできるだけ早くに総合計画の策定をしていただいた中で、新しい年に向かって予算の提案ができるように努力を最大限するという事をお約束を申し上げたいと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、そういうふうによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の質問へ移ります。地域主権改革への対応について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、第2次一括法ですが、本年8月26日に成立し、都道府県から市町村への権限移譲、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための義務づけ、枠づけ見直しと条例制定権の拡大が図られることになりました。これにより、次の点をお伺ひしたいと思います。

まず、1つ目、本町が対処しなければならない権限移譲項目と権限移譲、条例制定権の拡大に伴う条例制定、改正はそれぞれ何件あるかお伺ひします。

上記の条例制定、改正の際、本町の独自性はどのように反映されるかお伺ひします。

3点目ですが、権限移譲に伴う組織、人員配置、予算の確保等にどのように対応されるかお伺ひしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 地域主権改革への対応について、遠藤総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目でありますけれども、地域主権改革一括法に伴います義務づけ、枠づけの見直しとなる法律は201本、基礎自治体への権限移譲となる法律は47本というふうになっておりますが、当町において対応が必要となるものは現段階で39本程度と考えてい

るところであります。現在、北海道町村会法務支援室のご指導をいただきながら平成24年4月1日施行、一部につきましては平成25年4月1日となるものについて、3月の定例会に上程してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

2点目でありますけれども、今回の法改正により法律の定めを条例に委任する場合、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の3つの類型パターンがありまして、その中で標準型におきましては合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることを許容とされていますが、合理的な理由がない場合につきましては違法とされ、また参酌すべき基準型につきましては政令の基準をもととしながら、地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば地域の実情に応じて異なる内容を定めることを許容とされていますけれども、地域の実情の把握が必須であり、これを行わなかった場合については違法となるため、独自性を出すには慎重な対応を求められているものと考えているところでもあります。

3つ目ではありますが、現段階では新しい課の設置や機構改革等は予定しておりませんが、権限移譲による新たな事務や課間での業務分担の調整が必要な場合につきましては関係条例、規則等の改正を行うこととしているところでもあります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） まず、本町において対応が必要なのが現段階で39本程度と読んでおられるようですが、できればお願いなのですから、資料としてこれらのリストを後ほどいただけたらと思いますが、その点ちょっと後からご答弁願いたいと思います。

それから、一部については1年間猶予があるものもありますけれども、39本ってかなり膨大な本数になるので、その中で本当に4月1日まで間に合うのかなというのがちょっと危惧されるのですが、第1次の中で市までの移譲だったものが今度は町村まで移譲されるものが結構ありますよね。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、農地法、都市計画法、それから障害者自立支援法、これだけでもこれだけあるので、本当に3月いっぱい、4月までに整備できるのかどうか、その点についてお聞きしたい。

それから、2番目なのですが、独自性を出すのにややというか、かなり消極的かなという感じがちょっとするので。3つの類型パターンがある、それでこれらについても全部基準を、条例でもってまず基準をつくるということなのですが、その基準がいわゆる国で示されたものを標準的に活用してしまうと、どこの町も同じものになってしまうのではないかなというのがちょっと気になるのです。それで、その検討をする場合に、結果として国の基準あるいは他の公共団体の基準と同じになったとしても、その自治体が独自に検討したのだというプロセスが必要なのだというふうに書いてある書物があるのです。それで、私は政令の基準をもととしながら、参酌した結果としてであれば地域の実情において異なる内容を認めるということであるので、私は極力やっぱり自分の自治体で独自に検討していく必要があるだろうというふうに思います。

それで、ではどういうふうに、答弁で言われた地域の実情の把握が必須であると、これをどうやっていくかということになるとパブコメをやったり、審議会をやったり、地域の

人たちと意見交換、関係する組織と意見交換をしていくと。そうしないと、やっぱりこの必須をクリアしたことにならない。だけれども、これをやらないとプロセスとして独自に検討したことにも私はならないのではないかというふうに思います。それで、これらの対応について時間的に十分な時間がなければ、でき上がるものに基準の見直し規定を設けて一定の期間経過した後で基準を見直すということも一つの方法でないかというふうに思いますので、また新たにできた基準によって今までのあった条例の中で要らないもの、あるいは改正していかなければならない、そういうものもやっぱり出てくると思うので、そういうような形で対応をされるべきではないかというふうに思いますので、その点についてお聞きしたい。

それから、第1次の場合は条例による権限移譲、これはやっぱり都道府県と町村がいろいろ協議をして、そしてこれは移譲しましょうと、これは当町としては無理ですという、そういうやりとりがありましたよね。それから、パスポートのように浜頓別町と一緒に進めていったものもありますよね。今回は法律になってしまったので、いや応なしにやらざるを得なくなるのではないかと。やっぱり小さな自治体では対応し切れないものも私は出てくるのではないかなと。そのときに国に対して、あるいは都道府県に対して、その権限移譲を返上することができるのかどうか、あるいはそういう道をこれからやっぱりないとするならばつくっていかねばならないと思うので、そこら辺の対応をどう考えているかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 1点目の条例の制定の期間の関係について私からお答えをいたしますけれども、まず地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、施設だとか交付税に関する部分は平成23年4月1日が施行日とされていますけれども、これについてはそれぞれ1年程度延長されるのではないだろうか、こう言われています。省令だとか、または政令だとか、そういうもので言えば条例で定める基準とみなす旨の経過措置が規定されているので、そういう方向になるのではないかと、こう言われています。まだこれも私どもも情報、はっきり入っておりませんが。また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律についても1次法案と同様に1年の経過措置が定められているよと、こういうようなことで今私どもの知っている範囲では平成25年4月1日まで制定、施行すれば基準が空白になる事態は避けられるのではないかと、こういうような情報もあります。しかしながら、まだまだ情報が我々のほうに詳しく入っておりませんので、今私どもが知っている範囲ではそういうようなことも言われているということでご承知おきをいただいて、しかしながら先ほど総務課長が答弁したとおり、できるものは来年の3月の定例会に出していくという一つの方向性を持っているということでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） それと、独自性を出す部分で消極的でないかというご意見が

ありましたけれども、この問題につきましては議員がおっしゃったとおり、それを担保する上でのパブコメ等の、あるいは審議会等の議論というのを経た上でやるべきというのが形としては絶対残さなければならないところになるかと思えます。当然各省庁とも同じような形で今回の法律改正に向けてパブコメ等でご意見をいただいた中でやっているという実態もありますので、当然うちとしてもそれらを出していこうとすれば、そういう手順を踏んでいくというのが必要になるものだというふうに思っております。先ほどそれらやる上で先に条例を改正して、後から独自性を出すという手法もあるのではないかということですので、それは当然そういうこともあろうかと思えますので、内容によっては当然考えていくべきところだというふうに思っております。

それから、小さい町で権限移譲を受けてもできないのではないかと、返上するところが出てくるのではないかということですが、少なからず私どもで今、さっきのリストの関係についても後でお渡しはしたいと思えますので、その中を読んでいっても今回の改正の部分で多くは都道府県あるいは政令都市等に権限移譲されるものが非常に多いという実態があります。町村に来る部分については、都道府県での条例改正をもって市町村がそれを受けるという形になる。国から直接というのが中に都道府県が入って、そこから自治体へという形になる部分が相当数出てきますので、詳細についてももう少し私どもも勉強させていただきながらいくことになろうかと思えますけれども、多分現況の中で権限移譲を受けて返納しなければならないようなものの法律改正が今回の中に含まれているかということ、私の判断としてはそういうのではないのではないかなというふうに感じているところでありますので、この辺についてももうしばらくちょっと時間をいただいて、道のほうとも十分協議をさせていただきながら条例改正に向けて取り組みを進めていかせていただきたいというふうに思えますので、ご理解をいただければというふうに思えます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） わかりました。

あと、やっぱり一番危惧するのはパブコメをやっていかに独自性を出していくかというところなので、あくまでも従来どおり国や道から示されたパターンを、それを使うというかな。ひな形として使ってしまうと、単純に基準設定主体が国や道からただ市町村に来たよというだけに私はなってしまうような気がするので、極力その地域の実態の把握を行って、当町としてはどうあるべきかというような観点でぜひ対応していただきたいということを1つお願いしてこの質問を終わります。

それでは、3点目について、国保病院での不祥事についてをお聞きします。本年8月ころ、国保病院で不祥事があったと聞きますが、その事実関係と町の対処についてお聞きいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 国保病院での不祥事について、柴田病院事務長に答弁をいただきます。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） ご答弁申し上げます。

8月に職場内において、職員個人の現金が紛失する事件が発生いたしました。病院といたしましては、職場内において関係者から事情聴取を行い、事実関係の確認を行う措置をとってきました。被害者には全額弁済されるとともに、加害者である職員から退職願の提出があったため、受理することとして処理いたしました。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） まず、この加害者である職員が当町の中においてどういう立場にあるかお聞きしたい。職域としてどういう立場にあるか、それをお聞きしたい。

それから、職員から退職願があったので受理したということなので、そうするとこの不祥事に関しては何もなかったということなのかな。そういうふうに押さえているのかな。だって、退職願が出てそれを受理するのなら、これは別に何もどなたでもあり得ることで、そうするとこの不祥事との兼ね合いは私まるっきりないのだと思います。そうすると、何にもなかったという考え方に私はなってしまうのではないかなというふうに思いますので、そこら辺まず職員の職場の職域と、それから処分というかな。対処について、これで本当によかったというふうに判断されているのかお聞きします。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 職種につきましては長期臨時職員であります。

2点目の不祥事として何もなかったことになるかというところでありますけれども、本来でありますと長期臨時職員でありましても当然町職員と同様取り扱わなければなりません。この件については個人のお金であったことと、それから被害者である個人が詳細を申し上げますと警察の届け出をしないで処理していただきたいという申し出がありました。このことと処分の取り扱いの仕方については、当然異なることではありますけれども、そういったことも考えまして、とりわけ事情聴取の際、本来であると処分等の対象になりますけれども、本人が事情聴取の際にどうしても退職願を受理していただきたいという申し出等も参酌してこういう受理する結果となった次第であります。適切かどうかという部分では、今後こういった部分については議員がおっしゃるように適切な処理をすべき事項に入ってくる部分もありますので、今後の対応についても十分対処していきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 前回の議会でも私申し上げたのですけれども、やっぱりこういうことが行政の中で起きたら、まず議会に報告してほしいと。今回もなかったわけで、今事務長が言われたようなことは、こういうことが起きたときに速やかに議会のほうに報告して、こういうことで処理をしたので、ぜひ理解していただきたいという話があれば、私はそんなにみんなから問題があるよという発言は出てこないと思います。ましてや私がここで何か月もたったものを取り上げて再度聞くなんていうこともなくなるので、まず我々は

少なくとも選挙を受けて、町民から選ばれて町民の代表としてここに座っているわけでしょう。この場にいるわけで、そういう人たちが行政の中で起きたことを知らない、その話が町民のほうから出てくる、では我々は何の代表なのというふうにやっぱり思うのだ。そうすると、やっぱりきちっと前もってこういう話の報告を受ければ、我々もそれにあわせて行政で判断することに協力できるものは協力していく。この場で言うことではないですけども、目をつぶるところもやっぱり人情としてはあるのではないかなというふうに思います。やっぱりこういうことがあったときに、今後速やかに議会へ報告するという意思があるのかどうか、まずお聞きします。

それから、今答弁の中にちょっと出てはきたのですけれども、刑事訴訟法の中に、第239条に「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」、これ義務なのですよ。このことをどう認識されているのか。言えばこれをしなかったら法律違反になるわけでしょう。だから、この法律をどう解釈しているのか、まずその2つ最後にお聞きします。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 1点目の取り扱い方につきましては、当然その事件性の大きさにもよろうかと思えますけれども、私個人でその起こったことを議会のほうに報告ということにはなりません、町長に報告しまして、そういった部分での事件性の大きさに基づいて町民が大多数知れるようなことについては、そういった事前に議会の報告等も一つの手段としてとらなければならないことも発生してくるのではないかと思いますので、今後においてそういった部分については十分協議して議会のほうに報告していきたいと思っています。

それから、訴訟法についての部分については、私もちょっと十分勉強しておりませんでしたので認識しておりませんが、ただ職場を預かる事務長としての責任の部分とすれば、先ほども申し上げましたが、当然これは臨時職員であっても職員と同様の取り扱いをしなければなりませんので、そういう部分ではちょっと先ほども申し上げましたが、適切な措置はとられていなかったということで認識しております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 4点目になってしまうかもしれませんが、これ同じことをちょっと町長の答弁として私はお聞きしたいのです。一職場の管理者というか、上司が私は答弁できるようなことではないと思うので、病院であったらそれは事務長が今言ったように対処してくればいいし、ほかの業務であった場合はやっぱりあれなので、町長がどう思うか、済みませんが、町長の考えをお聞かせいただきます。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） きょう行政報告でも申し上げましたとおり職員の処分、これは処分でなくても不祥事があった場合に、言えば議会に報告をするということがいいのか、または情報を提供するという形がいいのか、それなりにいろいろあると思うのです。ただ、



そういうものを議会の公式の場で表明するというか、知らせるということにはちょっとならないと私は思うのです。ただ、情報提供として議員にもこういうことがあったよと、こういうような情報を提供していくという形で対応していくと。ただ、処分をした場合については、それは公式に議会等で公表するというか、お知らせをすると、そういう形にならざるを得ないのかなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、そういう形で対応していただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） 昼の時間まで何分かしかありませんので、切れのいいところで次の質問は昼からにしたいと思います。

それでは、ここで昼休みのため休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

これで柳澤さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 議席番号5番、星川です。まず、私は1点、ジオパークの認定の見通しはということで質問させていただきます。

先般、11月の臨時会の際にも所管事務調査報告をいたしましたけれども、常任委員会では道内のジオパーク先進地として遠軽町を視察してまいりました。道内では通称十勝石と呼ばれる黒曜石をテーマにしたジオパークですが、日本ジオパーク委員会から認定を受けるまでには学芸員の採用や合併前の旧白滝村の庁舎を埋蔵文化財センターとして活用するなど多くの専門的人材と多額の費用を投入していました。旧白滝村には、旧石器時代の遺跡があり、そこから数多くの黒曜石の石器が出土したことで古くから学術調査が行われてきました。その研究成果の蓄積が認定に結びついているのでなかろうかなと私は考えています。本町でも鍾乳洞を中心としたジオパーク認定に動いていますが、日本ジオパーク委員会の認定ハードルが非常に高くなっていると遠軽町の学芸員の皆様からも聞いてきました。今後もこの事業を継続しますか。継続するとしたら、認定の年度はいつになりますか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員のジオパーク認定の見通しについて、小林まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

現在取り組んでいるジオパーク構想策定の取り組みは、これまで整備を進めてきた鍾乳洞自然ふれあい公園の利活用を一層高めて地域の活性化につなげていくことを目的としており、必ずしも日本ジオパーク委員会の認定を受けられることが前提ではありません。議会が視察調査された遠軽町の取り組みも一つの例ですが、この町にはこの町の取り組み方があるべきと考えており、多額の費用投入は考えておりません。これまでの調査検討の中では、本町の現状でも創意工夫によっては認定を受けられる可能性もあるというような評価を一定いたしておりますので、そういう意味ではジオパークとしての認定も視野に、鍾乳洞自然ふれあい公園の利活用を高めていく取り組みとして継続をしていきたいというふうに考えております。もし認定を受けるというようなことに向かっていく場合につきましては、早くて平成25年度以降、その早い時期を目指すということになると考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 再質問させていただきます。

ただいま答弁で、多額の費用投入は考えていないとの答弁ですが、これまでどのぐらいの費用が投入されましたか、お伺いいたします。

また、既に来年度の編成の骨格はまとまっていると思いますが、お聞きしますが、来年度認定事務に係る予算額は幾らですか。

それと、平成25年度以降の早い時期の認定を目指すとの答弁ですが、当然現在策定途中にある先ほど柳澤議員さんからも質問が出ましたけれども、総合計画の中に実施計画にのると判断してまたよろしいのでしょうか。もしそれだけの公費を投入して認定を受けられなかった場合、町民の貴重な税金は戻ってこないわけで、推進か撤退か早目の判断が必要でなかろうかと思えます。そういうことも考えて再度答弁をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） これまでの投入した費用ということにおきまして、ジオパークの構想策定ということでご理解してよろしいのかと思えますけれども、ちょっと今手元に正確な数字がないのですけれども、22年度におきまして道費の100%補助を受けまして700万円余ぐらいの、700万円と若干上乗せしたぐらいの金額で22年度の事業を完了しております。このうち700万が道費の補助ということでもあります。今年度におきましては、同じくその事業の継続ということで1,100万の事業費予算ということで、このうち1,000万が道費の補助というような形でこの構想策定の作業を進めているところであります。

総合計画の関係等につきましては、推進するという事になった場合については大変やっぱり重要な位置づけになるというふうに考えておりますので、当然そういった中で登載をして議論していただくということになるかというふうに思います。必ずしも今取り組んでいる事業は、先ほども申し上げましたように認定のためだけにやっているということ

ではなく、これまで整備をしてきた鍾乳洞にいかにかくさんの人に来ていただくか、そのことがこの町への滞在とか、そういったような形に結びついて効果を上げていくための対応というようなことで取り組んでいるところでもありますので、認定の是非、認定のいかんにかかわらず、中頓別町で取り組んでいく観光振興の中で今策定をしているこの構想の中で取り組もうとしていることが有効に機能するように、そんな取り組みをしてみたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 来年の予算。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 来年度についてですけれども、今年度まででジオパークに関する基本構想というような形で策定を進めております。来年度、これからの協議ということになりますけれども、ジオパーク的な取り組みということも含めて基本的な基本計画を策定し、そのほか必要な取り組み、例えばガイドの養成でありますとか資源の調査というような取り組みをさらに重ねていくというような意味で、今担当課としての予算要求としては1,000万、これについては先ほど申し上げました道費の補助の、2年間というふうに一応年度は決まっていますのですけれども、3年目の延長ができないかというようなことを一方で要請しながら、できない場合においても2分の1の補助等を活用して取り組めないかというようなことで検討しているところでもあります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 再々質問させてもらいます。

この再々質問は町長にお伺いしたいと思います。今まで小林課長の説明で、このように多額のお金をまた来年度もかけるということを聞きました。そして、それまで、前まではまた鍾乳洞にかけて数億という投資をしております。私はこれも、確かにジオパークも大事かとは思いますが、もっと違う意味で鍾乳洞開放、観光、要するにここまで金をかけた以上は前も私たちが言っているとおり入場料、そういうものを本来であれば制定して、やっぱり来たお客さんから管理費の1円でも10円でも取るのが当たり前でなかったのかなと思います。様似町も道内の一つの認定、ジオパークの認定地です。ネットで見ましたら、ただいま専門職として学芸員を募集していると。なかなか募集してもまだ出そろっていないということでもあります。本町でも認定を受けたとしたら、その後認定を継続させるためにも相当な人材を手がけなければ、要するに学芸員の1人、2人は考えなければならぬのではなからうかと思えます。そこまで覚悟をして人を、職員を雇う事業を望むお考えがあるのかどうか、町長に最後お聞きいたしたいと思えます。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 初めに、ジオパークの認定にこだわっているわけではないというまずお話をさせていただきたいと思えます。この鍾乳洞ふれあい公園の利活用については、中頓別町の観光資源の中心施設でありますから、できるだけ多くの人たちに鍾乳洞を利用してもらいたいという思いから、ジオパーク認定を一つの取り組みとして進めてまいりました。特にこのジオパークの取り組みについては、道の職員の派遣もいただいたり、地域

づくり総合交付金だとかもいただいたりしながら今まで進めてきたわけでありましてけれども、まず初めに今ジオパークの認定に対する取り組みをやめるということはなかなか難しい。言えば道職員を2年間継続の派遣をしていただいていますから、まだ1年しかたっていない。そういう面では続けていかなければならない。それから、地域づくり総合交付金もこのジオパークの認定のために、例えば100%割り当ての交付金を2年間継続していただいています。そういうもろもろの考え方をあわせると、今現時点でジオパークの認定取り消しというか、認定に対する取り下げというわけにはいかない。そういう意味で、もう一年ジオパークの認定のためにいろんな調査や研究や、そういう手だてを進めてみたいと。ただ、ジオパークの認定を受けるために学芸員を1人、2人置かなければならないとか、今までの施設の整備のほかにもまだまだ莫大な経費の投入が必要だと、こういうことになる、これはもう当然中頓別町の財政状況から考え合わせると、大きな負担を伴うということでは難しい状況もあるだろうと思います。

また、遠軽町のジオパークの認定を受けて私も町長と話をしていますけれども、あそこはジオパークに認定された施設が観光的に生かされるような簡単に行ける場所ではありませんから、そういう面で観光のためのジオパークの認定というものにはほど遠いと。ジオパークの認定を受けたことによって、多くの観光客がどんどんと来てくれるような地形だとか、そういうものではないと、こういう話も聞いています。ただ、中頓別町はせっかく皆さん方が車で行ってすぐ見れる施設でありますから、そういう面で観光にプラスになるようなジオパークの認定を受けられるのであれば、これは大変ありがたいなど。そういうことも含めて、もう一年鋭意努力をした中で認定が受けられるのであれば、そういう方向で最少の経費で最大の効果を上げてみたいと、こういう思いがあるということでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） これで質問を終わりますけれども、道職員も派遣されてきておりますけれども、早い時期のご決断というのですか、判断をしたほうが町の経費のためにもいいのではなかろうかと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号4番、議席番号1番、宮崎です。

1つ目の町職員の募集について質問いたします。11月25日の町旬報に来年4月採用予定で社会人から町職員を募集する記事が掲載されました。社会人からの採用は、国家公務員でも経験者採用試験と呼ばれ、実施されることになりましたが、民間企業などで経験を積んだ人が対象で、公務部内の育成では得られない専門性や多様な経験を持つ優秀な民間人材から公務に携わる人材を求める仕組みと伺っています。本町では事務職1名を募集していますが、受験資格は高卒以上、民間での職務経験が5年以上、来年4月1日現在で

30歳と年齢制限にかなり厳しい要件を課す一方で、求める資格は普通自動車免許だけで専門的な資格は求めています。超氷河期とも呼ばれる就職事情の新卒者を採用せず、専門職ではない事務職を採用する意図は何でしょうか。町内、町外ごとの応募者数は現在何名ですか。採用後の配置部署は決まっていますか。試験は学力試験がなく論文試験だけですが、受験者の能力の優劣、合否を公正に判定できるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 宮崎議員の町職員社会人枠の募集について、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

まず、この質問の中でちょっと確認をしておきたいのですが、来年4月1日現在で30歳となっているのですが、うちのほうの募集は30歳以下というふうになっておりますので、年齢を30歳と限ったわけではないということをまず先に言っておきます。

それでは、ご答弁申し上げます。平成24年度の職員採用に当たっては、宗谷町村会による平成24年度宗谷管内町村職員採用資格試験により1名を採用することとしておりましたけれども、残念ながら第1次試験合格者で当町を第1希望する方がおらず、他町村を第1希望し、第2希望で他の町村を希望する受験者に打診をいたしました。希望者がいなかったことと職員の年齢構成上のことを考慮して今回初めて社会人枠による各種業務や職場でのコミュニケーションを経験した方を採用することにより、より実践的な職員として勤務していただけるものと考えたところであります。応募者につきましては、現段階では残念ながらまだおりません。採用後の配置部署についても決めておりません。また、学力試験は実施いたしません。受験者は民間企業等での採用試験に合格し勤務されていた実績のある方であると思っております。学生時代の成績証明書の提出を義務づけているとともに、何より公務員として地域住民の方々のために一生懸命働く意欲のある方を論文試験や面接試験により確認することで公正に判断できるものというふうに考えたところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 実践的な職員として勤務してもらいたいとの答弁がありますが、これは即戦力を意味すると解してよろしいのでしょうか。今現在現役で民間企業に勤務されておられる方を指すのでしょうか。町のホームページの実施要領では、臨時的任用職員も入っており、役場内で既に働いている臨時職員も考えられますが、臨時、常勤を含む公務員は対象になっていないと考えてよいのか。採用部署も決まっていないとの答弁ですが、国では採用予定の省庁を指定して専門的な人材を募集しています。本町にも技術職を初め、事務職でも税務部門など専門的な知識を必要とする部署はあると思います。何らかの緊急性、即戦力を求めるために募集するわけで、本町の場合、採用部署も決まっていないのは職員募集を必要とする理由がわかりません。そもそも職員の数は、どの部署で足りない

のでしょうか。また、論文試験の問題、テーマはだれが決めるのか。試験内容については、外部の第三者機関に試験を依頼しなければ実力主義での採用、公平、公正な採用の実現は難しいと思います。特に論文試験では、読む側によって評価が異なり、主観が反映されやすいので、少なくとも町村会の採用試験のように学力選考を入れるなど客観的な尺度が必要だと思います。受験者も町民も納得できる公正さを担保できるよう、試験は第三者機関に依頼する形で実施できないか、ご答弁願います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の今回うちのほうの募集要項上、社会人経験5年、その中でも臨時的任用の部分は別として5年間の経験がある者はオーケーですよという形にさせていただきました。当然先ほどのお話の中で、民間で働いている方、実践的に働いている方がもし応募していただければ大変好ましいことだというふうに思いますし、現在町で採用している臨時的任用職員の方々がその対象となるかという1つのお話もありましたけれども、基本的には私はなってもいいと思っています。ただ、残念ながら今うちにいる方はその状況にはないということにはなろうかと思っています。基本的には、その中から採用するというのは非常に難しいところがありますので、先ほどの公平性の問題からいけば特に好ましいということではないのかなというふうには思っています。

それから、配置部署でありますけれども、決まっていけないのにそういう採用の仕方がいいのかということですが、専門的な職場として採用するというのであれば、当然もう部署は決まると思いますけれども、今回は専門的職員として採用するというのではなく、一般行政職の事務職として採用を考えておりますので、来年4月、人事的な異動も当然あるかと思っていますので、それらを考えながらの配置ということをとータルとして考えているので、今の段階でこの部署にということ指定をしているわけではないと、できていないというふうに考えていただければいいのかなというふうに思っております。

それから、採用試験の内容についてだれが決めるのかということでもありますけれども、当然これは人事等をする部局である総務課において論文試験等の内容についての部分は検討し、町長と協議をして最終的に決めるということになろうかと思っています。

それから、公正さを保つ意味で第三者のところをお願いすべきではないかということでもありますけれども、今回前段でも申しましたけれども、もともとは宗谷町村会の採用試験によつての採用を第一に考えておりますし、町が持っています職員採用に関する取り扱い規定の中でもそのように規定をしておりますので、当然そういう形が一番望ましいだろうと。ただ、たまたま今回はそれに合致する方が町のほうでいなかったということをもって新たに町が独自に採用することは可能というふうに規定の中でもなっておりますので、それに従って今回の措置にさせていただいたということでもあります。ですから、原則的に公正さを保つ意味での第三者のところをお願いするというのは、それは当然そういうふうになるべきがいいかなと思います。ただ、今回の社会人枠については時間的な問題も含めて町単独で実施するという形をとらせていただいたということですので、ご理解をいただけ

ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 時間的問題ということにも今触れられたのですけれども、そもそも今回の募集について私が初めて知ったのは、最初の質問にもあるように11月25日の旬報です。平成23年10月31日現在で職務経験が5年以上ある方という受験資格もそうですが、何より受け付け期間が平成23年11月21日から平成23年12月26日までとなっております。ホームページ、紙面ともにいつから公に募集され、ホームページは24時間閲覧できると思いますが、紙面は何回発行されるのか。私が初めてその旬報で確認した以降の募集についてですが、きょうここにも持ってきてはいるのですけれども、12月9日発行の広報にも掲載されています。同じ内容だと思いますが、何か違いがあれば教えてください。なぜなら、ホームページでは変更が行われているからです。いつ更新されたかわかりませんが、それもきょう一応こういうふうにコピーして持ってきているのですけれども、先月旬報を拝見した後に私はホームページでも確認しています。そのときなかったものが追加されています。すべての追加、削除等変更についてはわかりかねますが、受験資格に追加事項があります。今月9日、先ほどお見せした発行の広報にもそれは載っていないので、恐らく私の一般質問を受けて追加されたと思います。それはパソコンについてです。私の見間違いでなければ、ワード、エクセル等の操作ができる方というのが追加されています。たとえ応募者がいなくても見る方は混乱すると思います。1度公示してからの変更、こんな募集をしてはいけないと思います。ワード、エクセル等必要なら、その試験もするべきです。町村会の試験を経ていないわけですから、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する方は受験することができませんというの紙面にはないので、追加されたのでしょうか。

実務経験と就職試験についてもパートやアルバイトから昇格する準社員や派遣社員というような就職で明確な学力試験を受けていないかもしれません。実務経験5年以上ある方とありますが、それは募集年齢を先に決めたからではないでしょうか。私自身、今現在28歳、一社会人としてもまだまだ未熟です。30歳以下というのは、まだまだ将来を期待していただく年代です。実践的職員と安易に考えていいものか、再々質問にお答えください。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、ホームページの関係でありますけれども、採用の資格の中に変更があるのではないかとということでもありますけれども、ちょっと私もその変更したということについての認識は持っていません。うちの採用試験の実施要綱の中にも先ほどのパソコンの操作ができる方という部分はもともと記載されておりますし、旬報のほかにも実はハローワーク、それから新聞、道新さんと日刊宗谷のほうにも掲載をお願いしました。それと、新たに地方公務員を目指す方々の職員採用の応募欄をホームページ上で設けているところがあります。民間の会社でありますけれども、そこにもお願いをして掲

載をさせていただいております。

1つは、うちのほうでパソコンのエクセル、ワードの操作ができる方、あくまでも操作ができる方で、その技術を2級取得者だとか3級取得者だとか、そういう考え方を持って受験資格の中に入れたわけではありません。今通常の業務として我々が業務をする上でエクセル、ワードあるいは一太郎、いろいろあると思いますが、それらの技術的な部分というのはある程度持ち得ていなければ業務に支障が来すことは間違いありませんので、できるだけそういう対応を、資格というよりそういう操作ができる方をうちとしては募集をかけたということであって、資格取得者をかけたということでは認識は持っておりません。

それから、30歳以下とした部分についてなのですが、これについてはこの中でもちょっと記載させていただきましたけれども、答弁書の中にもあると思いますが、あくまでも町としては職員の年齢構成上の問題を一面としては考えたということであります。これは、町は一昨年から職員の欠員補充を、退職時の欠員補充をしてきました。その以前、約10年間にわたって一般行政職の採用試験は実施しておりません。つまりその間10年間、職員が新規で採用されているというのは一般行政職ではありませんでした。つまりそこに空白が生まれております。よって、今現状として職員の構成年齢上、一定24歳から32歳ぐらいまでの間が実は空白になっております。町としては、今回の機会をもとにしてできればそういうところを埋めることができるようにという考え方に立ちました。それが18歳でもし高卒の場合で5年間となれば23歳以上になりますし、大卒の場合でいくと22歳で5年間の職務経験を持っている方は27歳、つまり23歳以上から大卒でいけば27歳以上の中でもし応募者がいればいいかなという思いがあって30歳以下という年齢を区切ったということでありますので、その辺についてはできればご理解をいただきたいというふうに思っております。漏れているところありましたら。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今のホームページのほうの変更のご答弁なのですが、変更と断定することはできないかもしれませんが、実際12月9日の広報のほうにはそのエクセル、ワード等の操作ができる方というのが入っていません。先ほど言った地方公務員法についても表記されておりません。私が一般質問を提出した際にも、そのときの証拠というのはないので、今現在のホームページの中ではパソコンやエクセル、そして地方公務員法についての表記が実際あります。最初の質問にもあったのですが、資格が普通自動車免許だけというふうに私が最初の時点で言っているわけですから、ちょっとその辺ご理解、もう一度お考え、確認をしていただければと思います。

それで、今回の社会人枠の募集については、どうも全体的にもうどなたか入ってほしい方が決まっているような印象も受けますし、だれでもよいから1名採用にこだわり、焦って募集しているようにも感じます。あいまい、または限定的な募集より平成25年度以降の宗谷管内町村職員採用資格第1次試験合格者に当町を第1希望していただけるようなまちづくり、職場づくりと就職してくださった方々の育成を総合計画に取り入れ、町職員の



採用についてはそれに励むことを第一に考え、実行するほうが賢明だと思います。この質問については以上です。

それでは、2つ目の国道沿いの土地利用について質問いたします。第2回定例会で町有未整備地の整備、現況調査事業として一般会計補正予算が可決されましたが、議会に具体的な用途の説明がないまま旧開発車庫跡地が花壇として整備されました。用途が花壇になった経緯と事業費の内訳、今後の管理方法について伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 国道沿いの土地利用について、小林まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

まず、ご指摘の用地につきましては、将来何らかの公共施設のために供する用地として所有しておりますが、まだ最終的な用途については決まっていないという土地であるということをもっと前提に申し上げたいと思います。今回の事業は、緊急雇用創出推進事業として行っておりまして、新たな整備は認められておらず、もともとの用途に再整備する場合には限られるという制約があります。旧開発跡地は国道沿いの目立つ場所にあり、数年前まで花壇として一部活用していた場所ですが、現在は荒廃した状況となっているため、景観の向上、町民の憩いの場として当該箇所を選び事業を行わせていただいたところであります。最初に述べましたとおり、当該箇所を恒久的に花壇として位置づけているものではなく、最終的な用途が決まるまでの間の景観に配慮して維持管理するというのが目的だということでもあります。

事業費の内訳につきましては、今はまだ精査しているところはありますけれども、税抜きで総額390万のうち人件費が新規雇用3名分を含む約260万ということでありまして、残りが資材費や重機の使用料などとなっております。今後の管理につきましては、花壇の部分については各種団体に呼びかけてご協力をいただき、敷地内全体の維持管理は別に委託したいというふうに考えているところです。費用につきましては、現段階ですべて合わせて10万円程度におさめていけないかということ想定し、精査をしているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） ただいまの答弁をまとめると、使い道のない町所有の広場に国からのお金390万円を使い、今後は町費から毎年10万円の管理委託料が支出されるということでしょうか。土地利用計画もないので、とりあえず花壇として整備したでは余りに無計画ではないでしょうか。今後の管理は各種団体に呼びかけるとのことですが、本末転倒ではないかと思えます。まず、どのように利用すべきか、まず住民の声を聞くべきだったと思えます。それから土地利用計画を立て、整備内容を決めるべきでしょう。用途も決めていないところに毎年10万円の税金をかける担当課の考えが全く理解できません。国

道沿いの一等地であり、産業振興のための広場や町なかに人を呼び込むための駐車帯としての利用などは考えなかったのですか。本当にまちづくりを推進されているのでしょうか。私は、町が壊れてきていると感じております。用途の決まっていない土地の管理に委託料を支払ってまで行う必要はありますか。仮に自治会が管理できない場合、最終的な用途が決まるまで職員が直接管理すべきと考えますが、いかがでしょうか。新たな施設整備が認められないとしても他の既存施設でも整備が必要なところはたくさんあったと思います。維持管理費がかかるなら整備しないほうがよかったと思いますが、いかがですか。この管理費10万円は来年度予算案、総合計画の実施計画にのせるおつもりですか。受注業者に緊急雇用された3名の方は地元町民の方ですか。雇用期間終了後はどうなりましたか、お答え願います。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、本用地の目的、土地利用計画ということにつきましては、今現在の施策の中で具体的に検討されるものがございません。そういう面で今後どこかの段階でこの土地についての利活用というようなことが生まれてくるというふうに考えますけれども、今段階ではまだ用途の決まらない用地ということで位置づけているということでもあります。ただ、議員がおっしゃるように今お金をかけることはなくということもあるかと思えます。ただ、一方で国道沿いの目立つところが雑草が伸びて見苦しいというようなご指摘も一方ではあります。そういった面から、最低限お金をかけない範囲で何とか景観を向上させて、花とかそういったようなことで憩いの場というような形にできたらいいのではないかとこのように考えてさせていただいたものということでもあります。経費等につきましては、この10万という金額が妥当なのかどうかというようなことも今のご意見を踏まえて、改めてどういう管理が望ましいのかということについては検討させていただきたいというふうに考えております。

あと、今回の雇用創出事業におきましてでありますけれども、3名の新規雇用、月数はちょっと、5カ月間が2名と2カ月間が1名ということの雇用ということでもあります。在町者で新規雇用があれば望ましかったというふうに思いますけれども、3名とも町外からの方が雇用されていたということでもあります。今回の雇用につきましては、緊急雇用創出推進事業という趣旨、つなぎの雇用というようなことでもありますので、この期間限定というような雇用で終わっているということでもあります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今ご答弁いただきましたけれども、根本的に雇用した方が町内の方でないというご答弁をいただきました。これが本当に意味があったのかなど。この中頓別町での緊急雇用として意味があったのかなどと思います。

最初の答弁にもあるのですけれども、憩いの場というものは決して今回初めてつくられたわけではなくて、もう既につくられているものはありますよね。この今の現在の役場からもよく見えます旧役場跡地を整備した100周年記念公園もそうですよね。実際1日ど

れくらいの方が利用されているか。よく見えるので、もしかしたらおわかりになっているかもしれませんが。そして、この公園の管理については町内の皆さんが管理費を別途支払っています。これが本来の形だと思いますが、すべての住民が納得されているかは別の話だと思います。しかし、なぜ今回つくられた花壇という憩いの場に対しては毎年の管理費に町費を投入するのか。この矛盾によって町内の皆さんは、記念公園の管理についても少額ならもともと支払っている町費の中で納めるべきだと思うのではないのでしょうか。もう雪が積もり、雪投げに追われる季節となりました。花壇をつくったことによるそのスペースの問題はないのか。町の土地ですから、本来個人的に利用することはできないと思いますが、この季節近隣住民の方々の雪投げの場として使われているのが現状ですよ。個人的にではなく、町民の皆さんに広く使っていただいているとしたら、それでいいのではないのでしょうか。町民の皆さんの憩いの場というものについてお答え願います。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） この用地の当面の維持管理のあり方につきましては、今宮崎議員がおっしゃったように経費をかけない方法というようなことについては改めて検討させていただきたいというふうに思います。憩いの広場ということで、実際にそこに立ち寄って遊んだりとかということについてだけではなくて、最初に申し上げている景観的な部分で目を楽しませながらそこを通るといったようなことも含めて、この用地の適切な当面の管理のあり方ということにおいて、最低限そういった機能を持った位置づけをできないかというふうに考えて事業をさせていただいたところであります。

除雪の関係につきましては、これまでも特に冬期間の排雪、雪の捨て場というようなことで利用されているということは十分踏まえておりまして、これに関しては支障がないように今までご利用いただいていた方たちにも引き続き使っていただけるというようなことで花壇スペースもある程度、今までどおりにはいかないところは若干あるかもしれませんが、ある程度前のほうに置いて、後ろのほうとかそういうところについては今までどおり除雪をできるようにというようなことで、利用されている方々についても町のほうでご説明をさせていただいてご理解をいただきながら進めさせていただいたということであります。

実際の花壇のところなどにつきましてもできるだけ町内の事業所、いろんな団体の皆さんにご活用をいただくという形できれいな花壇整備ができればというふうに考えているところでありまして、その中で花の苗だとか、そういったようなことで若干町のほうも支出をさせていただくことでやっていけないかなというふうに考えてきた経緯があります。ただ、改めましてその辺のあり方については再度検討してまいりたいということを重ねて申し上げたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 検討して、雪投げについてもほぼ同じではないけれども、今までに近いように問題なくできるというふうにお答えいただいたと思います。もう既につくっ

てしまったものを簡単に壊すことはできません。しかし、すべてにおいて強行的に行ってしまうと許されるというものでもありません。予算の内容を明確にし、事前に示してください。管理についての協議も予算を通す前に行えない理由はないはずです。事前の作業を怠ったわけですから、排雪や駐車スペース等さまざまな土地の利用、円満な活用への対処に努めていただきたいと思います。今の質問については以上です。

それでは最後、3つ目のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種等の助成医療機関拡大をという質問をさせていただきます。第3回定例会でインフルエンザや肺炎球菌予防接種のほか、子宮頸がん、乳幼児へのヒブ予防接種に関する一連の条例が可決され、一部を除き10月1日から助成が始まっています。しかし、助成対象となる医療機関を国保病院に限定したため、日中受診できない方やかかりつけ医を持つ方は町内の診療所や町外の医療機関で受診せざるを得なくなっています。広く町民が病気にならないよう設けた制度です。国保病院の経営上の問題だけを考慮するのではなく、できるだけ多くの町民が予防接種を受けることができるよう助成医療機関を拡大すべきではありませんか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） インフルエンザ、肺炎球菌予防接種等の助成医療機関拡大をの質問につきまして、石川保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ご答弁を申し上げます。

国保病院の存続は町の最重要課題であり、年々一般会計から病院会計に対する繰出金が増加していることから、経営状況を少しでも改善できるよう助成対象となる医療機関を町国保病院に限定させていただきました。ご質問にあります日中受診が困難な方に対して、できるだけ多くの町民が時間外での受診により予防接種を受けられるよう国保病院と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 予防接種によって免疫をつけた人が多いほど感染症の流行を抑えることができるので、町全体の感染症予防にも役立つと思います。ましてや任意接種ですから、できるだけ多くの医療機関に協力していただき、利用者をふやす努力が行政には求められていると思います。私が調べた範囲では、瀬尾医院でことし10月から12月15日までインフルエンザワクチンで132名の方が利用されています。そのうち町内が予約を含め108名で、これを国保病院で接種した場合の補助金額に換算すると32万4,000円になります。瀬尾医院では、自腹を切って国保病院と同じ患者負担額、すなわち500円でワクチン接種を行っています。町民の命を支えるのに民間の医療機関として多大な貢献をされていると思います。国保病院の経営内容は確かに深刻ですが、この予防接種に関しての影響額は先ほど述べたとおり32万4,000円にすぎません。このことを決算時に説明すれば、私はほかの議員の皆さんも理解していただけると信じております。国保病院の受診時間を変えるのも一つの方法ですが、それで町民の需要を全部吸い上げるの

は無理だと思います。既に瀬尾医院で108名の利用者がいるわけですから、同医院も助成対象医療機関に追加し、官民挙げて感染症の防止に努めるべきと考えます。年度末までまだ時間はあります。ぜひ住民の利便性を優先させるとともに、せめて町内の医療機関は分け隔てなく扱うようさかのぼって条例改正する考えはありませんか。国保病院での実績は何人でしょうか。予算はどれくらいあるでしょうか。本来予防に力を入れれば病院の収益は落ちるはずであり、国保病院の収益もその点は考慮してもよいと思います。また、町外の医療機関で受けたとしても領収書で後日償還払いする方法を認めるべきです。認めないのは、事務が煩雑になるという事務方の都合だけではないでしょうか。再質問にお答え願います。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 最初に申し上げましたとおり、病院の経営状況の改善のために少しでも助成対象となる医療機関を限定させていただいた。今宮崎議員さんから言われた瀬尾医院での受診者数、これはかかりつけ医であるということからも恐らくはふえているものかと思いますが、決算説明の時点で瀬尾医院が何件で町の国保病院が何件だという説明は確かにいたしておりませんので、その点については陳謝いたしたいと思いますが、昨年の状況でいいますと瀬尾医院さんにかかられておりますのは65名であります。1回目の答弁でお答えしているとおおり、かかりつけ医そのものを否定するものではありませんけれども、やはり予防接種に関しましてはできるだけ町の国保病院を最優先としたという最初の考え方がありますので、今後についても対応といたしましては今かかりつけ以外での予防接種に関しましては国保病院と協議をして、できるだけ多くの町民が時間外での受診を町の国保病院のほうでしていただきたいと考えております。予算につきましては、個人負担500円ということで決めさせていただきましたので、おおよそ800名程度は受けるだろうということで240万以上是町は確保はしております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） ちょっと何名というふうに私も言っているのですけれども、実際の人数と2度、幼いお子さんに関してはインフルエンザは2回に分けて打ったりもしていますので、総回数で先ほど言ったつもりなのです。それで、現在中頓別町の人口は1,966人であるとお伺いしております。平成22年度の病院と瀬尾医院のこれも全部での回数の数だと思うのですけれども、病院で882名、瀬尾医院が170名ということです。昨年度も本年度も町内だけでいえば、すべての医療機関を合わせて何とか半数程度の方に接種を受けていただいているということになると思います。助成を限定しても最終的に劇的な増減はないと思います。それは、まさか助成もないのに町内に対して同じ金額で注射を打ってくれる奇特定の医療機関の存在を考慮できていなかったからではないでしょうか。瀬尾医院になぜそのようなことをしていただけるのか。病院と瀬尾医院の時間やサービスの分担を考えれば当たり前のことなのかもしれません。これが個人経営の底力ではないで

しょうか。これが本当の高齢化地域を支える医療ではないでしょうか。これを見過ごすことが我々議会、行政に果たしてできるのでしょうか。町内の行事にもご協力をいただいております。地元雇用にも貢献していただいております。国保病院において2人目の理想とする常勤医の雇用は、いまだ実現されておられません。医師に訴えられる町では難しいでしょう。瀬尾医院は、必ず週2回診療を行っています。個人で足を運べない方には往診もさせていただきます。診療時間を考えれば、決して病院の邪魔にはならないはずですが、邪魔をしているのは、体制を整えず助成を限定してしまった我々のほうかもしれません。わざわざ通ってきていただける間は、瀬尾先生が中頓別町の常勤医の一人であり、瀬尾医院が国保病院とともにこの町を支える医療機関の一つであると考え、中頓別町の予防接種率100%を目指し、医療機関を限定せず、すべての中頓別町民に対して助成を行うという条例を設けるべきではないでしょうか。改めて助成についてお答え願います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、宮崎議員さんも中頓別町の国保病院の必要性や重要性は十分ご承知だと思います。また、中頓別町に出張に来られて診療所を開設している瀬尾医院さんも、これも大切だと。私は同じ考え方を持っています。ただ、私ども町立の国保病院はやはり町民100%の病院であると、こういう認識を持っています。これがなくなったときには、本当に町民の人たちが瀬尾診療所が開設をしていないとき、そういうときに大変な目に遭う。私はそういう面からすると、まず第1に国保病院の存続が第一であると。これは町民のためである。また、瀬尾診療所だけを言いますと、これは個人病院でまず経営努力が必要である。恐らく瀬尾先生も自分のやっぱり病院としての経営だとか、そういうことを考えた中で中頓別町にも来られていますし、またほかの地域でも診療所をやっているという話も聞いております。それは経営努力と、それから医師としての使命を持ってやられているのではなかろうかなと思います。そういうことを総合的に勘案したときに、私は年々、年々一般会計から病院会計に繰り出し額がルール分も含めて多くなってきていると。22年度分で2億1,800万円、恐らくことし2人目のお医者さんが今のところ確保できません。これからも最優先課題として医師の確保に努力をしていきますけれども、これは大変難しい状況であります。今月いっぱいまで浜頓別町も医者1人が退任をいたします。そういうような環境の中で中頓別町の23年度の恐らく決算状況では、2億5,000万を超えるだけの一般会計からの繰り出しが必要になると、こういう見込みをしております。これがこういう状況が続いていくとしたら、私は中頓別町が本当に財政再建団体になったところに逆戻りしてしまう、そういう可能性が非常に高い。そういう認識のもとに担当課と協議をしながら、少しでも町が支出をするお金を削減するために予防接種等について中頓の国保病院に限定をさせていただきました。しかし、その一方で瀬尾医院さんも努力をして、町民の人たちがインフルエンザの予防接種のときは500円でやりますと、こういう話もしていただきました。そういうことでは、私は瀬尾先生も本当に中頓別町民だけではないと思いますけれど

も、努力をしていただいていると、そういうことで本当に感謝をしております。そういう意味で、総合的なことを勘案すると今の時点で瀬尾医院も同じような条件にするということとはなかなか難しいと、こういう考え方を持っていますので、ぜひそういう面で宮崎議員もまず中頓の国保病院を存続するのだという最優先の目的のためにご協力をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 財政について、それを踏まえてお答えいただきました。最後のほうに最悪同じ500円と、同じ条件でということは難しいと町長おっしゃっていただきましたので、今回3つの一般質問を通してなかなか歯切れのよいお答えをいただけなかった部分もありますが、そういった意味で細かい部分でも今後ご検討等よろしくお願ひ申し上げ、私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で2時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号5番、議席番号3番、本多です。通告に従って質問させていただきたいと思います。

1つ目、介護保険料引き下げを。来年度は3年ごとの介護保険見直しの年で法律の改正、制度の見直し等が行われています。当町においても第5期介護保険事業計画の策定に向けた作業が進められているものと考え、次の点を伺います。

当町の介護保険給付費準備基金は、制度開始以来一度も取り崩されることなく平成22年度末で約2,400万円、高齢者1人当たり3万円以上積みまれています。介護保険は、3年ごとに介護サービスの見込み量に合った保険料を設置することになっていますので、これは見込み違いによる取り過ぎ保険料ということになります。よって、保険料引き下げの形で全額を高齢者に返還すべきと考えますが、見解を伺います。

2つ目は、計画の策定に当たり、地域の課題や高齢者のニーズを的確に把握するため調査をすることになっていますが、当町ではどのように調査が行われ、課題やニーズをどう把握されましたか。

3点目、介護保険法改正で新しく設けられた介護予防・日常生活支援総合事業は実施する計画がありますか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員の介護保険料引き下げをの質問につきまして、石川保健

福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 介護保険料の引き下げについてご答弁申し上げます。

まず、1点目であります。介護保険料の引き下げは、平成23年度の実績や介護保険利用状況の調査や今後の見込みなど細かい調査も行う必要があることから、もう少し時間をいただきたいと思います。なお、現在の基金を取り崩すことになってもできるだけ将来にわたって町民の負担を少なく、長く保険料の増額をしなくても済むことを視野に入れ、検討いたしたいと考えます。

2点目です。当町では、高齢者のうち介護認定者や施設入所者などを除き493名の対象者に調査票を送付し、ニーズ調査を行いました。調査の方法は、7月11日に対象者全員に調査票を発送し、民生委員の戸別訪問により調査の目的や回答の仕方を説明し、10月末日までに回収をいたしました。調査内容は、1点目、日常の行動に関するもの、2点目、運動機能に関するもの、3点目、低栄養に関するもの、4点目、口腔に関するもの、5点目、閉じこもりに関するもの、6点目、認知症に関するもの、7点目、うつに関するものの7項目で25の質問にわたっています。まとめとして、1つは特定高齢者に該当した方は少なく、309人の方は自己の健康状態をよいかまたは普通と判断をしているものでございます。2点目、年齢や性別、地区により差がある。3点目、一般高齢者は年齢の上昇とともに異常なしの該当率が減少し、2次予防対象者の男性は年齢の上昇に伴い該当率が増加していくが、女性は各年齢ごとに平均化して該当していると。4点目、すべてのリスクは単独で発生するよりも運動機能が劣っている方は口腔機能も劣っているなど他の組み合わせで発生している。このようなまとめに対応した施策を推進していく必要があるかと考えております。

3点目であります。市町村は、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って地域支援事業を行うことができるものとする事とされておりますが、これにつきましては中頓別町の現状や現在のサービスなども考慮の上、計画策定に係る会議において検討をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 引き下げに当たって、利用状況の調査、今後の見込みと言われるのですけれども、既に今12月、年末の時期を迎えて予算編成作業も行われていると思うのです。収入となる介護保険料については、これは高齢者の人口というか、高齢者の人数もわかっていることですし、第4期の3年間の推移を見れば給付費がどのくらいになるのか、およそわかるのではないのでしょうか。施設介護サービスを利用する人が大幅にでも増加しなければ、給付費が不足することはないのではないかと思います。施設サービスを利用する人がどんどんふえる要素、あるのでしょうか。

それから、国のほうでは第5期介護保険料の設定について、それに当たって都道府県は



財政安定化基金の取り崩しをするようにと言っているようです。また、市町村の介護給付費準備基金に対しては、計画期間内に必要となる保険料を各計画期間における保険料で賄うことを原則としている。介護保険制度においては、そういう原則にしている。各保険者におかれては、その積極的な取り崩しを検討いただきたい。なお、保険料収入が不足する場合には、財政安定化基金からの貸し付け及び交付を活用することができることとなっているというふうなことを決められたようです。このことからしても長く保険料の増額をしなくて済むようにというそのお考えは、この制度の趣旨からずれているのではないかと思います。国から基金の取り崩しの方針がはっきりと示されたこの時期にこそ取り崩す、そして還元すべきではないかと考えます。いかがですか。

もう一つですけれども、それにニーズ調査についてですけれども、介護認定者、施設入所者の方はどうしてその調査から外されるのでしょうか。素朴な疑問なのですけれども、今のご答弁からはどのようなニーズがあったかははっきりとはわかりませんが、少なくとも課題については把握されたことと思います。第5期の介護保険計画、老人保健福祉計画はどのような施策を特に重視すべきとお考えですか。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） まず、1点目なのですが、これからふえる要素があるかどうかということでございます。今までの計画につきましては、計画自体も4期のものを見させていただきますと施設利用者、介護保険施設の施設利用者などは40名前後で推移をしてきております。実際は33名、34名、35名、今現在は長寿園でいえば37名になっております。極端にふえるということは、恐らくはないだろうと思っておりますけれども、高齢化率も上がっていることから徐々にふえていくのではないかなと思っております。そういうこともありまして、基金の積立額も今現在は2,400万になっているということかなと思っております。

それから、長くという意味は、今申し上げましたように中頓別町も元気で長生きといえますか、健康で80過ぎぐらいまでは薬を飲みながらも健康に暮らしている方が多いのですが、その後施設入所をされてすぐ特養に介護保険を使うような方が多くなってきているのではないかなと思っております。こういうことから、今の基金を全額一遍に取り崩してという考え方ではなくて、少しずつ取り崩して国が介護保険料の標準の額なども示しておりますけれども、当町については議員が言われるように少し取り崩すような検討もこれからはしていかななくてはならないのかなと思っております。

それから、ニーズ調査でありますけれども、ニーズ調査につきましては今現在介護保険施設などを利用している方については外させて、これは特定高齢者を選定といいますか、どれだけの特定高齢者になるような方がいるのかということ視野に入れて調査をさせていただいたものであります。この調査をしたまとは今答弁いたしました、やはり今後の視点といたしましては、低栄養者は少なかったのですけれども、口腔だとか運動機能については年齢とともに該当者が増加をしているということですから、何らかの介護予防施

策は必要となると。それから、運動などは特に後期高齢者のための教室を今後とも推進していく必要があるのではないかと、幾つか重なったリスクもあることから、そういった勉強のための総合教室なんかもやっていってはどうかとか、そういうことを今後事業として展開していく必要があるのではないかというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 介護保険料ですけれども、給付費準備基金を少しずつ取り崩す検討もしていかなくてはならないということで、これが引き下げにつながるのかどうか、少し疑問には思うのですけれども、介護保険が始まって10年ちょっとたちましたけれども、介護保険の第1期、第2期のこの中頓別町の保険料というのは宗谷管内、全道、全国の平均と比べて結構高かったのです。基金の大半は、この第1期、2期の間に積み立てられているわけです。この間ずっと特別会計の中では、介護保険会計が一般会計からの法定外の繰り入れを受けていない。そういうことからして、介護保険料は市町村それぞれが決められるものですから、最低でも1年間に限りというような形、引き下げの形もとれるのではないのでしょうか。年金が年々下がっている現実の中で、何年も前の取り過ぎ保険料をそのままに高齢者からの、しかも高齢者の保険料ですね、この積立金というのは。それをそのままにしておくのは、年金が下がる、生活大変だと言っている高齢者の方々に大変申しわけないのではないのでしょうかと思います。この点いかがでしょうか。

もう一つ、事業計画の第5期介護保険計画の進捗状況を伺う。それとともに、策定委員会のメンバー7名中、今回第5期の策定委員は今期も7名なのかどうかわかりませんが、女性の方は何名いらっしゃいますか。4期のときは7名中7名、全員が男性の方だったのです。介護の現場を担っているのは、施設でも家庭でも女性がとても多いのです。それと、人口の半分以上、半分は女性なので、こういうところにも女性を配置すべきと考えますけれども、どういう努力をされているか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 積立金を使って介護保険料の引き下げの話について、私からお答えをいたしますけれども、第1期のときに平成12年からスタートしたわけでありまして、3,719円でスタートをいたしました。たまたまその時点では、そんなに大きな余剰金が出たわけではありませんけれども、第2期の平成15年からスタートしたときに3,719円から4,000円に上げると。担当課から私のほうに当時相談に参りました。特に養護から特別養護のほうに移行する高齢者の人たちが大変多くなるだろうという予想をしておりました。当時私の記憶では41名か42名の予想をして、担当課長と担当者が私のところに来て、3点ほどの介護保険料の引き上げに対する案を持ってきて、当時一番安い4,000円にしたと、そういう記憶をしております。たまたまそういう4,000円にした時点で特養に入所している地元の住民の人たちが計画どおりの人員にならなかったと、こういうようなことで平成15年以降18年までだと思いましたがけれども、余剰金を積み立てて2,400万円になったことであります。そういう意味で、去年から本

多議員が基金を取り崩して介護保険料を引き下げをしたらいいのではないかという話ありまして、去年の第4定の一般質問のときにも私申し上げました。検討課題であると、こういうなお話をさせていただきました。ことしのまだ決算は出ておりませんが、これからその決算を見ながら引き下げをすべきなのか、それとも今後これから養護から特養に移る人たちが地元の人が大変多くなってくると思います。これは来年、再来年どうなるかわかりませんが、そういうことを勘案した中でこれから将来にわたって保険料を上げないで、これを取り崩していつか充当していく方法論も一つあるのかなど。また、本多議員が言うように今現在保険料を引き下げて、そして基金から充当して、そして基金がなくなった場合については、そのときには大きな負担増というか、介護保険料の引き上げ幅が大きくなる可能性もあると。どっちを選択するのがいいのか。これは本当に慎重に推移を見ながら検討しないとならないことだなと思います。どちらにしても基金があるわけですから、その基金をどういふぐあいに介護保険料の引き上げまたは引き下げ、どっちに利用するか、これについてはもう少し時間をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 策定委員さんの状況でございますけれども、今回につきましても同じ方々を選定させていただきました。というのは、前回の計画に携わっていて中身がわかっていらっしゃることと、もう一つは国が言っている第3期、第4期、第5期の計画については、それほど中身は変えませんと言っているのです。そういうことでもあります、中身がわかっている前回の委員さんとさせていただいたところであります。女性の方はいらっしゃいません。

それから、進捗状況なのですが、若干おくれてはいますけれども、今現在前回の計画とこの後の5期の計画の比較表をつくっている最中でございます。これができ上がれば、早目に作業部会などを開いて、その後策定委員会なども開いて諮っていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 再々質問まで終わりましたので、これは質問に、これ以上の質問はできないと思いますけれども、今回の策定委員会のメンバーは前と同じ、女性の方はいないと。3期、4期と比べて中身のわかっている人のほうがいいという、そういうことでメンバーを選定されたようですけれども、どの委員会とか、いろんな委員会が町にありますけれども、そういうメンバーの選び方をしていいたら、なかなか中身、進展というものがないだろうし、新たな問題に気づくということも難しいのではないかと思います。特に介護保険事業計画、3年ごとに見直されるのですけれども、前と同じ、前と同じではいけないから3年ごとに見直されると思うのです。第4期のときの委員会の委員は7名で組織すると。次に掲げる団体からの推薦者を町長が委嘱するとなっておりますけれども、団体、民生、児童委員から始まって身体障害者福祉協会まで7団体上がっているのですけれども、どの団体を見ましても団体を構成するメンバーが男性しかいないという団体はないと思う

のです。必ずしも団体からの推薦者、それから出てくる人は男性とか、その団体の長でなくてもいいわけですよ。その団体の長が出ることという決まりはないと思うのです。団体をお願いするときに、ぜひ女性の方を推薦していただきたいということを働きかけることもできたのではないかと思うのですけれども、今後こういう委員会の構成なんか当たっては、団体の長ばかりがいつも同じ顔ぶれの人が集まるということなく、構成メンバーの全員が入れかわっても中身がわからなくなるので、少なくとも3分の1、半数を入れかえるという、女性も入れていくという、そういうような考え方をぜひしていただきたいと思います。

次に、2つ目の質問に移りたいと思います。高齢者の足確保で住みよい町に、通院は戸口まで。路線バスの無料乗車券、福祉ハイヤー券の交付、通院の送迎等が行われ喜ばれていますが、高齢化が一層進み、足の確保について見直しが必要などきではないでしょうか。

1点目として、病院の送迎車利用の際、冬の悪天候や寒さの中、外で待つ。帰りは国道でおおりて自宅まで歩くのは、通院の必要な高齢者にとっては大変なことです。リハビリ教室のように戸口から戸口までの送迎にすべきではないでしょうか。また、病院の送迎は今兵安、小頓別方面のみですが、他の地域にも広げ、要望があればすぐ対応できる対策が必要ではないでしょうか。

2点目として、当町には小回りのきく福祉ハイヤーと大人7人、それに車いす2台の介護タクシーがあります。両者の協力を得て交通弱者の利便性の向上を図ることはできないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 高齢者の足確保で住みよい町に、通院は戸口までの質問につきまして、1点目は柴田病院事務長、2点目については石川保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 1点目のご答弁を申し上げます。

病院の送迎につきましては、ご承知のとおり小頓別方面の通院患者の利便性を図るとともに、当病院へ患者を誘引するために自動車を所持していない方、家族などで送迎が困難な患者に対して平成12年6月から週2回、月曜日、木曜日の運行を開始し、11年が経過いたしました。平成15年度から月曜日の運行分を豊泉、兵安、神崎経由とし、通院患者の利用ができるように拡大してまいりました。ご指摘のとおり、冬の悪天候や寒さの中、外で待たなければならないのは大変なことでありますので、状況を把握し、改善してまいります。また、病院の送迎の拡大につきましては保健福祉課、まちづくり推進課と現在検討しておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 2点目についてお答え申し上げます。

平成22年8月16日付で介護タクシー開業者と中頓別町福祉ハイヤー交通費助成事業

に係る確認書を取り交わし、町が発行するハイヤー乗車券を町民が利用した場合の対応を取り交わしております。現在福祉ハイヤーと介護タクシー両者の協力により町民の皆様の利便性を図っているところでございます。

以上です。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 病院の送迎については改善してまいりますということですので、早く実現すればいいなと思います。これから寒さも天候も一段と厳しくなる時期です。利用者の人数も限られていて、状況の把握は難しいことではないと思いますので、一刻も早く実施をお願いしたいと思います。

次に、福祉ハイヤーと介護タクシーの件なのですけれども、介護タクシーという、ああいうタクシー、近隣の町村にない本当にすばらしい、大変な事業だけれども、すばらしいことを個人で立ち上げる方がいるのだなと思って私はとても感心しています。確認書を取り交わしたとか、対応を取り交わしたとか、そういうことは住民にとってはそう重要なことではなくて、その結果こうなりましたので、住民の皆さんどうぞ利用してくださいと中身を知らせることが大事だと考えますけれども、どうでしょうか。今のハイヤー券で福祉ハイヤーと介護タクシーどんでんぐり、どちらでも利用できるのか。町民の皆さん、はっきりとは知らないのではないのでしょうか。それとも、該当者には詳しく知らせたのでしょうか。しかし、制度というのは該当者にさえわかればいいというものではありません。福祉ハイヤー、介護タクシー、それぞれの特徴を生かして住民が利用できるような制度を整備していただきたいと考えますけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいまの件につきましては、ご指摘のとおりと思いますので、ハイヤーさん、それからどんでんぐりさんにつきまして旬報等で町民の皆さんにご周知をしていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） では最後に、交通弱者の利便性の向上という点について、全町的な長期的な計画や展望を伺いたしたいと思います。通院に限らず、生活の足をどう確保するか。今は市街地から遠く離れた方でも家族の中の80歳代、90歳代の方が車を運転して何とか家族の足を確保している状況があると思います。また、最初に申し上げましたが、いろんな助成制度、送迎事業がありますけれども、それらの個々の事業の中には問題もあります。例えば路線バスの無料乗車券はあるわけですが、バス乗り場まで非常に遠いし、75歳過ぎて無料券をもらっても体力的にこれは利用が難しいという問題もあります。では、ハイヤーはということになりますと、ハイヤー券をふやすことは難しいと何度も町長のほうから言われております。そしてまた、便利で大変いいのですけれども、病院は独自に送迎を行っている。ピンネシリ温泉も、これは町の予算とは関係ないと思うのですが、週に何回か送迎を行っている。これらのいろんな交通にかかわる事業を個々別々

に行わなくてもいいように町内循環バスをそういうようなものを運行することに統合はできないのかどうか。

それから、路線バスですけれども、天北線の基金が底をついたら路線バスの維持のために莫大な町の負担が生じることになると思います。しかし、冬場とか町外へ用事を足しに行き来したいということになると、路線バスがなくなってしまうたら、そして今以上に不便になったら大変困るわけです。これは、中頓別町だけでは対応できない問題とは思いますが、基金が底をついてからどうするか考えるのではなくて、今から対応策を考えるべきではないかと思います。中頓別町のどこに住んでいても、せめて最低限病院にかかるのに特別な負担や苦勞がかからないようにすべきと考えます。また、年をとっても住みなれた地域で住みなれた家で生き生きと暮らせるよう足の確保は重要なことだと思います。5年先、10年先を見据えた方向性を考えてもらいたいと思って、以上のことを質問します。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、天北線の関係でありますけれども、停留所まで遠いという、そういう問題もあるかもしれませんが、やはり天北線というか、宗谷バスを残すことはやっぱり利用頻度を上げなければ残すことにつながっていかないと思うのです。ですから、まずいろんな関係で移動する場合には公共交通機関である宗谷バスをぜひ利用していただいて利用頻度を上げていただいて赤字額を少しでも減らしていただくと、こういうことに尽きるのではなかろうかなと思います。それがこの天北線を走っているバス、公共交通機関を存続させる一つの手段であると、こういうように考えます。私どもも天北線の輸送代替策協議会にいつも言っているのですけれども、やはり今のような形でいくと、言えばそれぞれの赤字額をその町内での距離で割り返して負担をしないとならないと。今現在私どもも負担をしている赤字額、中頓別町の中を走っている路線は一つもないはずですが。そういうことからすると、赤字額の出ている時間帯に走っているバス自体を言えばやはり合理化をして、ある程度見直しをしていかないと赤字額は減らない。たまたまことしの10月から内陸性を走っていたものを沿岸回りに変えたと、宗谷岬回りに変えたと、こういうようなことで効果は若干上がっているようではありますが、しかしながら全体的な見直しをしてある程度合理化をしないとこの宗谷バス、天北線を走っているバスの存続というのはそんなに長くもたないだろうと、基金がなくなるわけでありますから。恐らくまず第1に基金がなくなれば音威子府村が抜けることはもう200%間違いない。ほとんど乗っている人いませんから、その分をまた残りの市町村で持つということになると、今の赤字額に輪をかけて負担をしないとならないと、こういうような環境になるということはおそらく言えると私は思います。そういうことで、私どもも総会のたびにある程度の経費節減を図るという方策を考えていかなければならないという申し出をしております。

また、今本多議員が言いましたとおり、戸口から戸口までいろんな人たちを送迎すると

いうことは、ある程度の負担をやはりお願いをしないとそれはできないだろうと思います。そういうことも含めて、将来にわたってどのぐらいの負担をしていただいて、どのぐらいの経費がかかるか、そして対象者をどの年代層からするのか、いろんなことがあろうかなと思いますから、そういうことを考え合わせていろんな検討をしていくと、こういうようなことが必要なと思いますので、これはやはり一月や二月、そういうようなものでできるものではありません、はっきり申し上げて。今後の総合計画の中でそういうものを位置づけしながら検討を始めると、こういうようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） やはりこれから総合計画にのせて検討を始めていくということになると、かなり長い時間がかかるとと思いますので、早い時期での実施、戸口から戸口まで特に。そういうことができるようにしていただきたいと思います。負担については、私から負担すべきということは言えないのですけれども、ある程度利便性が図られれば負担もやむを得ないという気はします。

私の質問はこれで終わります。

○議長（村山義明君） これで本多さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 4番、東海林でございます。私は至って簡単な質問で、3行半の質問なのですけれども、ここに至りましたことをちょっと申し上げますと、私は従来からはっきり自分の中で整理した地域課題を掘り起こして、それに対する課題解決策も含めて提案したり、ご質問をしてまいった。一番先に出して、たくさんの項目を出していた経過があります。これは私のスタイルとしてとってきた態度なのですけれども、ただ今回はそういったやり方をしているとどうしても次に出す人たち、議員の皆さんとの重複が起こる場合が大いにあります。そこで、たくさんの皆さんのご意見を聞いていただいたほうがいいだろうという観点から、私は最後に出させていただいたのです。内容からすると、私はよかったなと思うのは、柳澤議員の総合計画だとか地域主権改革、それからいろいろそのほか出ましたね。予防接種だとか介護保険の問題についても私も非常に興味もありますし、質問したい事項がありましたけれども、それはそれで今までの議員さんで相当提案がありました。というようなことで、私は1点に絞ってエゾシカ対策をこれから質問させていただきたいと思います。

エゾシカ対策というのが私は非常に重要な行政課題になってきたという観点で申し上げます。第2回定例会での細谷議員の質疑に対して、今や被害ではなく災害であるという、そういう答弁をしています。南宗谷鳥獣害担当課長会議など、宗谷管内の広域的な対応を含め、その後の取り組みはどうなっておりますかというのが質問の概要でございます。よろしくお願ひします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 東海林議員のエゾシカの駆除対策状況について、産業建設課、小

林参事に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） エゾシカの駆除対策状況につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

枝幸町、浜頓別町、猿払村、中頓別町で構成された南宗谷鳥獣害担当課長会議は、平成23年度に3回開催を行い、エゾシカの残滓処分方法について協議を行ってきました。その協議の中で広域による動物焼却施設建設のほかに、さらなる建設コスト及び運営コストの安価なシステムとして枝幸町で試験的に実施されていますホタテガイのウロの処分と同様な処分方法が提案されました。その方法は、牛ふんと木材チップを利用した発酵処理での減量化であり、枝幸町において平成24年度中にエゾシカの発酵処理試験を実施することとしております。既にアメリカでは、牛の残滓処分に利用している実績もあり、その試験結果を受けて対応方針を決定していくことで4町村の担当課長で合意がなされたところでもあります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 3回も課長さんで会議をやったということですから、いろいろな内容について出てきたのだろうと想像するのですけれども、まずこの問題が行政課題として問われたり、対策を考えなければならぬと思ったのがここ二、三年前からだと思うのですけれども、まだこの話では来年1年は枝幸町のやり方を見てとの話ですよ。来年何か具体的にやるのですか、やらないのですかということなのです。これいつまでたってもこんなことでは、らちが明かないというのが私の考え方です。では、少なくとも次のことについて聞きますけれども、とりあえず動物焼却施設建設を考えていたはずですよ。これはどこに建てたら一番効果的なのか、建てるには幾らかかるのか、その財源はどういうものがあるのか、そういった話は当然今までにされていなければなりません。これをきちっと具体的に話し合って、いやしかし途中でこの残滓処理の方法が別にアメリカでやっていたと。だとすれば、それは枝幸町がやらなくなると今までどこかでやっているのでしょうか。データもあるでしょう。当然アメリカでやっているのなら、アメリカのデータもあるでしょう。そんなものあるのですか。それをまず出してください。でなかったら、丸々また1年黙って枝幸町のやることを見ているのですかね。この辺になると、どうもやっぱり課長の責任ではなくて、課長会議で3回やってまだこの段階だとすると、理事者が何か言ってやらなければまずいのではないですか。

それと、私もいろんな地域の安心、安全の問題にかかわってきているのだけれども、町長、去年1年というか、1月から11月までシカの被害、シカとの交通事故の問題ですけれども、枝幸町管内で、これ多分担当者はお持ちになっていると思うので私のほうから申し上げますと、11月末までに42件あるのです。そのうち町村別に言うと、枝幸町が21件、浜頓別町が12件、中頓別町が9件、国道、道道、町道の延長路線から言うと中頓別町は多分枝幸町の4分の1、浜頓別町の2分の1程度だと思うのです。そうしますと、



この9件、中頓別町の9件というのは物すごく多い数なのですよね。いかに中頓別町がシカが存在が多いか、この被害に遭う件数が多いか、おわかりになると思いますし、この枝幸町のデータでは、これは届け出があった件数にのみ限られているわけです。多分担当者と話していたのですけれども、これはあくまでも車両保険に入っている人が事故証明をもらうために届け出たものであろうと。そのほか入っていない人の事故接触件数は倍はあるだろうと。倍どころでないかもしれないというぐらい実態は相当大変な状況になっています。そういう点からして、シカと衝突して負傷したという事例も出ています。これが死亡事故にかかわったのも道内では出ておりますよね、避けようとして。これ死ななければ動かないのかと、市町村は。そうではなくて、少なくとも安心、安全をうたっている当町の姿勢としては、やっぱり一番多いのもどうも中頓別町らしいということもあると、これやっぱり町として積極的に動く必要が私はあると思うのです。

そこで、実態はどうなっているのと聞きますと、わからないというのです。わからないけれども、狩猟関係者の人に聞くと人口以上あるのではないかというのが話なのです。人口以上というと、約2,000以上はあるのかなと。そうしますと、繁殖率を考えたら繁殖能力のあるのが約半分、1,000頭、そのうち繁殖して出産するのは500頭と仮に推定すると毎年500頭ずつ出て、町の駆除目標が150、こっちは30ぐらい追加したみたいですがけれども、この150、180の数で500頭が生まれてきたら絶対調整はつかないというのが実態だと思うのです。何とかこれそんな重大事故が発生しないように手を打っていただきたいというのが私の趣旨なのですけれども、今まで幾つかの質問をしてきましたのでお答えをいただきたいと思いますが、この残滓処理の方法を今枝幸町でやろうというのは、これただ肥料か何かになるのでしょうかね、最後は。それがわからないのですけれども、やっぱり私ども考えたときにそれほどシカがいる、それを利用するという考え方にいかないのか。いわゆる食材として考える方法は考えていなかったのか。この辺も疑問に思うのです。ただ殺して埋める、処理するというだけでなく、そこまでやっぱり考えていっていいのではないのかなと。そういうことをやっているところもあるわけですから、その辺の考え方も伺いたいと思います。

それと、またもう一つ出てきましたのは、11月の28、29、30日でしたか、3日間一斉駆除をやりました。そのときの様子を聞いたときに私は、はっきり言って腹が立ってきたのですが、あるところに行ってシカが数頭いる、一応農家に断ろうと断ったらとらないでくださいと言われた。どうしようもないのだと。うちの敷地内ではとらないでくださいという意味なのだろうと思います。しかし、シカはそこにずっととどまっているわけでもない、隣の牧場にも隣の草地にも道路にも出てくるわけです。せっかく町が駆除をしようとし、農家にも指導していると思うのですけれども、現実にそういう農家が数戸あったそうです。これ行政の方針が住民に伝わっていない、しかも酪農家の食害をも防ぐという目標が全然伝わっていないことになるのです。不思議に思ったのは、では町が直接でなくても農協あたりがそういった指導伝達もきちっとすべき、しているのだろうと、

こういうふうに思いましたので、逆にもう一点聞きたいのはそういった行政指導に対する農協のかかわりの仕方、これがどうなっているのですか。この辺、まず再質問で伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） まず、1点目でございますが、焼却施設の費用的なもの、これは概概算でございますけれども、約7,000万ぐらいかかるのではないかなというふうに考えております。これにつきましては、各町村等にもお話をしまして、この程度かかる予定だと、概概算だということでのお話をしております。場所につきましては、南宗谷衛生施設組合との併設ということで今現在は話をしているところでございます。

アメリカの部分の乳牛のデータというものにつきましては、今現在私どものほうには手に入っていない状況でございます。大学の教授の方が一緒に何かやっているということでございますが、そのデータについてはとれていないといえますか、単にこういうことでできますよという形の部分だけでございます。どの程度の堆肥を入れて、どの程度のチップ等を必要とするかと、その辺のデータが必要になるかなというふうに話しているところでございます。

それから、枝幸町の試験の部分で出てきたものについて、これは堆肥になるのかという話だったのですが、これは堆肥になりません。減量化するだけでございます。減量化して、それについては焼却処分することが可能な形まで落としていくと。かなり少なくなるというふうなお話をいただいているところでございます。

それから、中頓別町の被害が多いということで、先ほど議員のほうからもお話がありましたとおり、その辺も受けまして交通事故の多発する時期に一斉駆除ということで、ことしは試験的にやらせていただいたところでございます。これには数多くのハンターさん、委託しているハンターさん全員のご協力がいただけました。あと、埋める部分につきましては農家さんのご協力が得られているということでございますが、先ほどお聞きしたとおり、何軒かの方はうちでシカはとらないでくれと、かわいそうだというふうな部分を実際聞いております。これにつきましては、私どものほうも付近の部分にも影響することなので、何とか協力してくれないかという部分では、なかなかちょっと話しづらい部分でもございますが、今後ともそういった課題を含めて次年度以降も一斉駆除ということで実施していきたいと。それにつきましては春、秋ということの2回で実施していきたいと思っております。

あと、農協のかかわりという部分でございますが、埋設に係ります部分につきましては中山間の直接支払制度の部分で経費を出していただいているような部分もございまして、当然農協の職員のほうもかかわりを持っていただいている状況でございます。各農家さんにつきましては、農協経由でファクス等で流しましてご協力願いたいというお願いはしてきているところでございます。

それから、エゾシカの加工の部分、ちょっとお話があったと思うのですが、担当課長会

議の中でもやはり加工の話については話題となっております。そういう加工の部分も含めて検討していくべきではないかというようなご意見もいただいております。またその辺の部分についてはまともでないところがございます。今段階で中頓別町の部分としましては、前回の議会の部分でも町長がお答えになっているとおりの廃棄の部分、最終処分部分の部分が整理できれば民間の方等が出てくるのではないかと、そういった部分については補助も検討していきたいというふうな考え方になろうかと思っております。

年間の頭数の関係、全体数からの話がありました。これ北海道としても全体枠はつかんでいないということで、西部地区、石狩、空知、上川、留萌、宗谷、胆振、日高の7振興局の部分で約32万頭、プラス・マイナス7万頭というふうになっております。これをただ単純に陸地町村で割りますと1町村3万6,000頭というふうな計算にはなりますが、内陸部については少ないと思っておりますので、中頓においてはもっといるのではないかなというふうに思っています。それで、少しでもとる頭数をふやしていかなければならないということもございまして、一斉駆除ということで今年度実施させていただいたということでございます。

さらなる強化という部分でございまして、これにつきましてはハンターさんがやはり高齢化していて今人数もかなり減ってきているという実態がございまして、次年度に猟銃等の所有者をちょっとふやすような補助を実施していきたいということで検討している最中でございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 適切なお答えをいただきまして、ありがとう。

それで、まだちょっと疑問が残るのがもう一つ、シカの害についてきちっと住民もその意識を持つというか、それが大事だと思うのです。せっかく町が駆除をしようとしているところに、それを理解しない人たちがいるということが大変問題だし、駆除を依頼されてやっている人たちに対しても大変失礼な話で、要は自分たちは町からもいろいろ依頼されて、はっきり言うとボランティアでやっている人たちに、それを拒否するような人がいるというのはまことに失礼な話で、この辺さっき農協のこともお答えはなかったのだけれども、むしろ町より農協が主体的に立たなければならないと思うのです。交通事故の問題を考えたときには、町も当然それなりの対応はすべきだと思うけれども、この辺農協とのかかわりの仕方をもう一度確認させてください。農協もやる気あるのですかね。それが1点。

それと、残念なのは発酵処理での減量化というのは今々出た問題なので、ですからそれを枝幸町の状況を見てからという、そこに結論を持っていったというのは余りにも問題を重視していないなというふうに考えてしまう。それで、これは町長に聞きたいのだけれども、どうしても聞きたいのだけれども、町長やっぱり管内的にシカの頭数も多いぞと、交通事故の状況も他町村より多いよと思われる当町のあり方として、もう少しシカ対策、町長は町村会の会長でもあることだし、首長として、担当課長もいろいろ検討して意見は出

てくると思うのですけれども、この問題を本当に地域の政策としてもとらえなければならぬ時期に入ってきたのではないかと思うので、その辺町長の意見を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、1点目の農協のかかわりの関係でありますけれども、今月に入りまして組合長等々とシカ対策のことでお話をさせていただきました。それは、先ほど参事が言いましたとおり狩猟免許の所有者をふやそうと、今こういう考え方を町のほうで考えておりました、かかる経費に助成を町としても考えていまして、それに対して農協さんもぜひ協力してほしいという要請に行っていました。その時点で組合長も、そういう方向でハンターの増員を図っていくということについては同じような考え方を持っています、そういう面からすると農協さんもこのシカの被害等々を十分認識されて、その対応を町と一緒に考えていただいているのだと、そういう認識を受けてまいりました。そういうことで、農協も今シカの対策について真剣に考えていただいているのだと、こういう認識を持っているということでご理解をいただければと思います。

また、宗谷総合振興局の関係でありますけれども、私たちが総会または臨時総会のときに必ず総合振興局長、総合振興局長が出れない場合については副総合振興局長が出てまいります。そういう中で管内的な意見交換をする場合には必ずこのシカの問題、それからアライグマの問題、そのほかにヒグマの問題も話し合われます。ただ、私どもが本当にせっぱ詰まった意見を言っているのですけれども、総合振興局としては今までの経過からいくとそんなに我々と同じような認識度合いを持っていないと、はっきり申し上げて。私の側からいけば、3年いたら転勤になっていいのかなと、そんなような認識の程度でないかなと、私はそう思っています。そういうことで、我々もそういう会議のたびに総合振興局のほうに話をしていますけれども、今と同じような考え方で話ししても余りもちが明かないと、これはやはり宗谷町村会も町村会の統一した考え方で文書か何かで1回要請をしないとだめかなと、そういうような認識も持っておりますので、ぜひことし、今来月に臨時総会をやりますので、その場所にも総合振興局長が出てくることになっていますので、そういう中で対応してまいりたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再々質問も終わりましたので、これで終わりますけれども、ちょっと希望を申し上げますと、この問題は私がかかわってきたら、これからどんな重大な事故に発展するかわからないというおそれと同時に、やっぱりシカがいるということは、1つは地域の材料としてやっぱり使うべきだろうと考えますので、シカの処理についてただ焼いて灰にしてしまえばいいなんていう簡単な話。でも、簡単だけれども、また来年1年度様子を見るなんていうことではなくて、当初からシカ処理の施設7,000万ほどかかるとしたら、多分補助もあるでしょう。市町村の持ち出しもそれは数千万にはなるのかもしれないけれども、やっぱりそこで働く人の雇用の場面にもつながることですし、とに

かく今皆さんだれもが思っていると思いますけれども、今最近は雪が降ったのでいいのだけれども、前は4時過ぎるとおそろおそろ走っていますよね、中頓別町内なんかは特に。先ほど言ったように事故の件数でも松音知が3件で岩手が2件、敏音知2件、上頓別1件、上駒が1件だけなのだけれども、要するに松音知から岩手までの件数なのです、9件というのは。そういった面で、いつでもはっとする、ほっとするというようなことを体験している人も随分多いのですから、何とか町長の力をもって主導的な役割を何とかしていただければなと思って、期待して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時19分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれで延会します。

（午後 3時19分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員